

平成 29 年度版

白河地方広域市町村圏の概要

白河地方広域市町村圏整備組合

目 次

沿革	1
位置図	3
圏域図	4
市町村人口の推移	5
組合のあゆみ	6
 【執行機関及び議会】	
役員・議会議員	10
 【組織及び負担割合 予算・決算】	
組織機構図	12
各施設（各課）の所在地	13
共同処理事務と負担割合	14
一般会計予算・決算	15
特別会計予算・決算	16
 【 広 域 行 政 事 務 】	
事務局	18
(1) 総務課	
1) 組合市町村との連絡調整のこと	19
2) 救急医療運営費補助事業のこと	19
3) 介護認定審査会の設置・運営等のこと	20
4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等のこと	22
5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び 情報センターの設置、運営管理のこと	24
6) 白河地方土地開発公社のこと	25
7) 新白河広域観光連盟のこと	26
8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会のこと	27
(2) 衛生課（ごみ・し尿処理事業）	
1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営のこと	28
(3) 滞納整理課（滞納整理事業）	
1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合 市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案 のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することと なった事案に係る滞納整理のこと	36
(4) 用水供給課（水道用水供給事業）	
1) 水道用水供給施設の設置及び経営のこと	38
 【 消 防 事 務 】	
消防本部	46
(1) 組織等	
1) 消防の組織	46
2) 広域消防力分布図	47
3) 消防職員所属別配置状況	48
4) 消防職員の勤続年数階級別人員構成表	49
(2) 出動状況等	
1) 市町村別火災発生状況	50
2) 市町村別火災原因状況	52
3) 過去5年間の火災状況	53
4) 発生場所別救急出動状況・署別救急業務実施状況	54
5) 月別救急出動状況、市町村別救急業務実施状況	56

沿革

■ 歴史

白河地方は、古来より奥州への玄関口として栄えてきた。5世紀頃になると蝦夷の勢力が増大したので、その南下を防ぐため「白河の関」が設置されたと伝えられ、軍事的にも重要な拠点であった。

1869年（明治2年）に版籍奉還により白河県が置かれた。1871年（明治4年）には二本松県に統合され、その後、福島県となった。

1878年（明治11年）の郡区、町村編成法や、1887年（明治20年）の町村制施行、1955年（昭和30年）の町村合併（昭和の合併）、更には2005年（平成17年）に白河市、表郷村、大信村及び東村の合併（平成の合併）により、当地方は白河市を中心として、西白河郡（矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村）と東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）の1市4町4村となり、現在に至っている。

■ 圏域の指定、設立

昭和44年、県下で最初に「白河地方広域市町村圏」の指定を受け、同年10月に「白河地方広域市町村圏協議会（1市1町6村）」が設立される。

昭和45年9月1日に白河市及び西白河郡（1市1町6村）を構成市町村として「白河地方広域市町村圏整備組合」が発足、昭和46年1月に東白川郡（3町1村）が加入し、1市4町7村が組合構成市町村となった。

その後、平成17年11月7日の白河市、表郷村、大信村及び東村の合併により、組合構成市町村が1市4町4村となった。

当圏域は、国、県はもとより構成市町村の相互理解のもとに、広域的に実施することが効率的な情報通信ネットワーク事業、救急医療運営費補助事業の実施、介護認定審査会及び障害者介護給付費等支給審査会の運営、消防・救急業務などについて大きな成果を上げてきた。

このような中で、より効率的な事業運営を行うことを目的とし、平成24年4月1日、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団と統合し、廃棄物処理施設の設置運営及び廃棄物処理業務（ごみ処理、し尿処理）、水道用水供給事業を業務に加え、また、平成26年10月1日からは滞納整理事業を加え、更なる広域行政連携のための施策を展開している。

■ 人口

国勢調査結果からみた圏域人口の推移は、組合設立時の昭和45年140,772人から昭和50年に140,375人まで減少し、その後、昭和55年に142,376人、昭和60年147,999人、平成7年154,858人、平成12年155,015人と15万人を突破し増加傾向にあったが、平成17年153,347人、平成22年150,117人と減少傾向に転じ、平成27年には4.02%減の144,080人と15万人を割り込み減少傾向にある。

圏域における方部別人口の平成27年の平成22年に対する伸び率をみると白河市で4.31%減少し、西白河郡では1.88%の減少、東白川郡では6.53%の減少と、西白河郡の西郷村を除き、全体的に減少している。

なお、県平均の伸び率も5.7%減少している。

■ 地勢

首都圏から東北圏への入口にあたる福島県の最南端に位置し、栃木県及び茨城県に接している県境で、面積は1,233.08km²である。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、ほぼ中央を北に向かって流れる阿武隈川と南部を南東に向かって流れる久慈川の流域に沿って平野部が開けている。

主な山岳としては、阿武隈山系には朝日山(797m)、八溝山系には八溝山(1,022m)、奥羽山系には三本槍岳(1,917m)、大白森山(1,642m)及び甲子山(1,549m)などがあり、丘陵地を形成している。

■ 気候

気象は、複雑な地形と山系の隣接によって、山岳気象の影響を強く受け、西白河地域では、比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地域は、山岳気象の影響を受けず、温暖で降雪は極めて少ない。

平成28年における年間平均気温は、12.5℃(福島地方気象台)で、全般的には高原性のさわやかな気候といえる。

位 置 図

都道府県名 福島県

圈 域 名 白河地方広域市町村圏

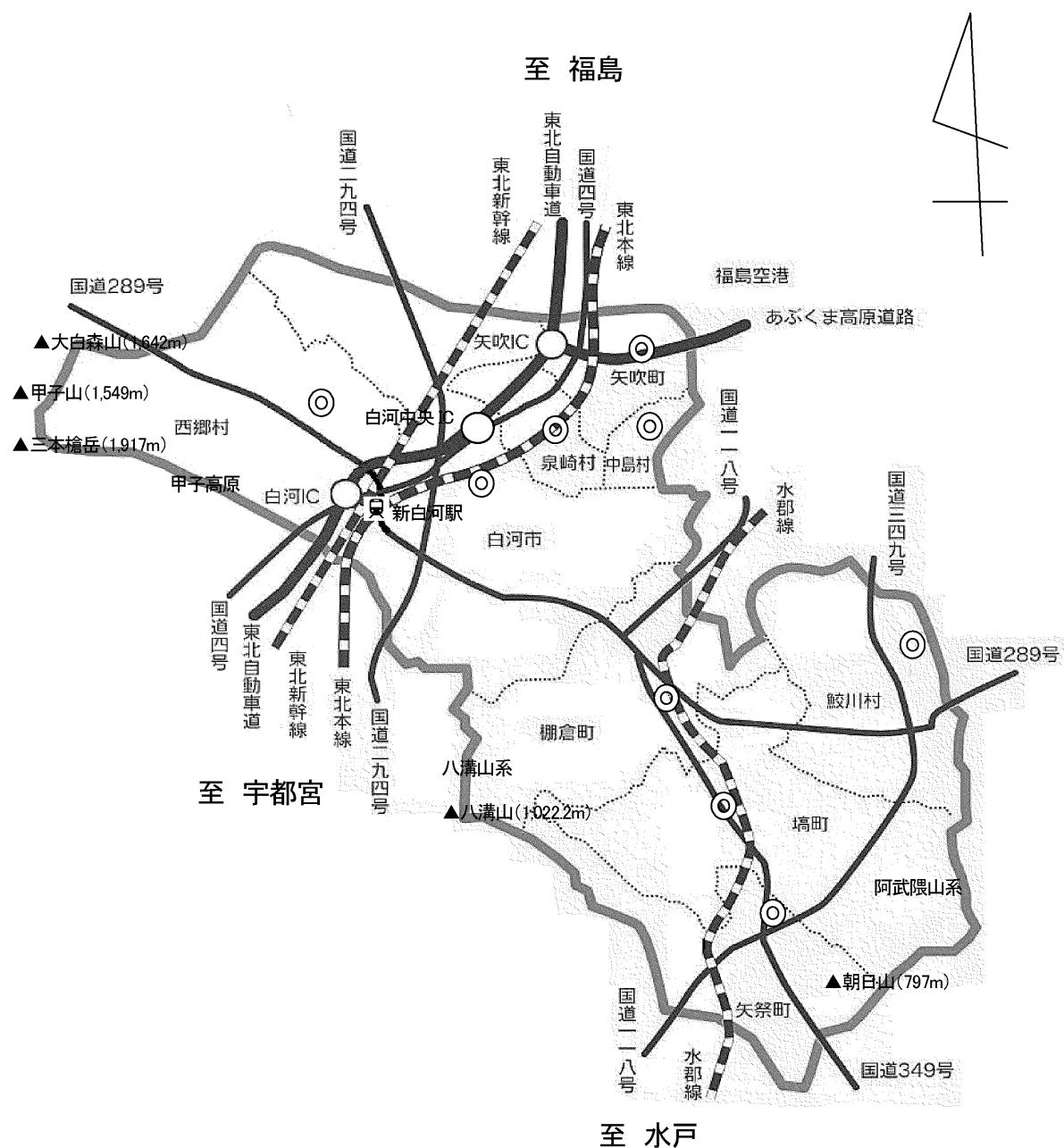


広域市町村圏

白河地方広域市町村圏

構成市町村名		面 積 (H29.4.1現在) km ²
白 河 市		305.32
西白河郡	矢 吹 町	60.40
	西 鄉 村	192.06
	泉 崎 村	35.43
	中 島 村	18.92
東白川郡	棚 倉 町	159.93
	矢 祭 町	118.27
	塙 町	211.41
	鮫 川 村	131.34
合 計		1,233.08

卷 域 図



凡例：（◎）は市町村役場所在地

市町村人口の推移

市町村名	人 口 平成29年4月 (人)	世 帯 平成29年4月 (戸)	面 積 平成29年4月 (km ²)	人口密度 1km ² あたり (人)	国勢調査時の人口比較			
					27年 (人)	22年 (人)	増減 (人)	増減 (%)
白河市	60,908	23,011	305.32	199.5	61,913	64,704	△ 2,791	△ 4.31
矢吹町	17,245	5,924	60.40	285.5	17,370	18,407	△ 1,037	△ 5.63
西郷村	20,331	7,612	192.06	105.9	20,322	19,767	555	2.81
泉崎村	6,400	2,088	35.43	180.6	6,495	6,802	△ 307	△ 4.51
中島村	4,962	1,427	18.92	262.3	5,001	5,154	△ 153	△ 2.97
棚倉町	13,985	4,759	159.93	87.4	14,295	15,062	△ 767	△ 5.09
矢祭町	5,760	1,912	118.27	48.7	5,950	6,348	△ 398	△ 6.27
塙町	8,903	3,025	211.41	42.1	9,157	9,884	△ 727	△ 7.36
鮫川村	3,373	1,039	131.34	25.7	3,577	3,989	△ 412	△ 10.33
計	141,867	50,797	1,233.08	115.1	144,080	150,117	△ 6,037	△ 4.02

資料:人口、世帯、面積等は、福島県の推計人口(福島県現住人口調査月報)より抜粋

組合のあゆみ

年月	あゆみ	規約(共同処理事務に係るもののみ抜粋)
昭和44年 6月	自治省から「白河地方広域市町村圏」の指定を受ける 対象市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	
〃 10月	白河地方広域市町村圏協議会設立 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	
昭和45年 9月	一部事務組合設立許可 (福島県指令地885号) 白河地方広域市町村圏整備組合発足 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)	一部事務組合設立許可 (福島県指令885号) 規約に掲げる共同処理事務内容 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に關すること。 ◎ 青少年健全育成施設の設置及び運営に關すること。 ◎ 道路補修センター及び農業機械化センターの設置並びに運営に關すること。 ◎ 常備消防の設置及び運営に關すること。 ◎ 救急施設の設置及び運営に關すること。 ◎ 老人福祉センターの設置及び運営に關すること。
昭和46年 1月	棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村の組合加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・ 東村・泉崎村・中島村・大信村・ 棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村 (1市4町7村)	規約の一部変更 (東白川郡4町村を追加)
〃 3月	白河地方広域市町村圏基本構想・第1期 基本計画策定	
〃 4月	白河地方広域市町村圏整備組合機械運営 センター発足	
〃 4月	白河地方広域市町村圏消防本部及び白河 消防署発足	
昭和47年 4月	白河地方広域市町村圏の常備消防体制確 立 (矢吹・西郷・東・棚倉・塙・矢祭の 各分署及び鮫川出張所の開設)	
昭和48年 1月		規約の一部変更 (消防関係の共同処理事務内容の整理) ◎ 消防に關すること。(ただし、消防団に 關することを除く。) ※常備消防及び救急施設を消防に統一
〃 4月	老人福祉センター「ことぶき荘」「さぎ り荘」開設	
昭和49年~	市町村職員研修の実施	
昭和50年 4月	白河消防署表郷出張所の開設	
昭和51年 7月	機械運営センター農業機械部門縮小	
昭和52年 4月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 研修に關すること。(組合市町村の任 命権者が行うものを除く。)。
昭和54年 3月	白河地方広域市町村圏計画、第2期基本 計画策定	
〃 3月	広報「広域圏だより」創刊	

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
昭和 54 年 4 月	棚倉分署を消防署に、鮫川出張所及び表郷出張所を分署に昇格 大信救急分遣所、矢祭救急分遣所を開設	
昭和 55 年 3 月	白河地方広域市町村圏計画策定	
〃 4 月	矢吹分署を消防署に昇格	
昭和 56 年	福島県から「地場産業振興モデル地域」の指定を受ける。	
昭和 57 年 6 月	県南地域地場産業振興計画策定	
昭和 58 年 4 月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を削除) ◎ 老人福祉センターの設置運営事務を廃止 (大信・鮫川村) ※組合規約変更に伴う財産処分：老人施設・バス ◎ 青少年健全育成施設の設置運営事務を廃止 ◎ 機械運営センターの農業機械部門を廃止 ※昭和50年に農業機械部門が廃止されたことによる。
〃 12 月	自治省から「地域経済活性化対策推進地域」の指定を受ける	
昭和 59 年	白河地域経済活性化計画策定	
昭和 61 年 4 月	第二次救急医療運営費補助事業を実施	規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 救急医療運営費補助事業に関すること。
〃 10 月	組合新庁舎完成 白河地方広域市町村圏消防本部、事務局及び白河消防署庁舎となる	
昭和 62 年 3 月	白河地方広域市町村圏要覧の発行	
〃 4 月	泉崎中島分遣所の開設 棚倉消防署矢祭救急分遣所を矢祭分署に、白河消防署大信救急分遣所を大信分遣所に昇格	
平成 3 年 3 月	第三次白河地方広域市町村圏計画策定	
平成 4 年 4 月	泉崎中島分遣所を分署に昇格	
平成 7 年 4 月	大信分遣所を分署に昇格	
平成 11 年 5 月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 介護保険法（平成 9 年法律第123号） 第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 10 月	準備要介護認定審査会設置、要介護度の事前審査判定開始	
平成 12 年 4 月	介護認定審査会設置、要介護度の審査判定開始	
平成 13 年 2 月	第四次白河地方広域市町村圏計画策定	
〃 3 月	機械運営センターを廃止	規約の一部変更 (共同処理事務内容を削除) ◎ 道路補修センターの設置並びに運営に関するこ。
平成 14 年 12 月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関するこ（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）。

年 月	あ ゆ み	規約（共同処理事務に係るもののみ抜粋）
平成16年 1月	白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク運用開始	
〃 4月		規約の一部変更 (経費の支弁方法を追加) ◎ 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する経費負担及びその他の経費負担を追加
平成18年 3月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第15条に規定する障がい程度区分認定審査会の設置、運営並びにそれに必要な業務に関すること。
〃 6月	障がい程度区分認定審査会設置・障がい程度区分の審査判定開始	
平成23年 1月	広報「広域圏だより」第83号をもって廃刊	
〃 3月		規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加削除) ※追加 ◎ 組合市町村との連絡調整に関すること。 ※削除 ◎ 白河地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること。 ◎ 研修に関すること。(組合市町村の任命権者が行うものを除く。)。
〃 3月11日	東日本大震災	
平成24年 2月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成24年4月1日統合に伴う規約変更	規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること(白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。)。 ◎ 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること(白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。)。
〃 4月1日	組 合 統 合	規約の一部変更 (共同処理事務の掲載内容を変更) ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。
平成25年10月	障がい者支援に関する制度改正に伴う共同処理事務の表記内容変更 (旧) 障害者自立支援法 → (新) 障害者総合支援法(略称)	
平成26年 3月	東日本大震災により発生した災害廃棄物145,547t(H23~H25年度)の処理完了	
〃 7月	構成市町村から地方税に係る滞納事案の整理を引き受けるため、滞納整理部門の設置に伴う共同処理事務を追加	規約の一部変更 (共同処理事務内容を追加) ◎ 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。
〃 10月	滞納整理事業開始	

執行機関
及び議会

白河地方広域市町村圏整備組合役員・議会議員名簿

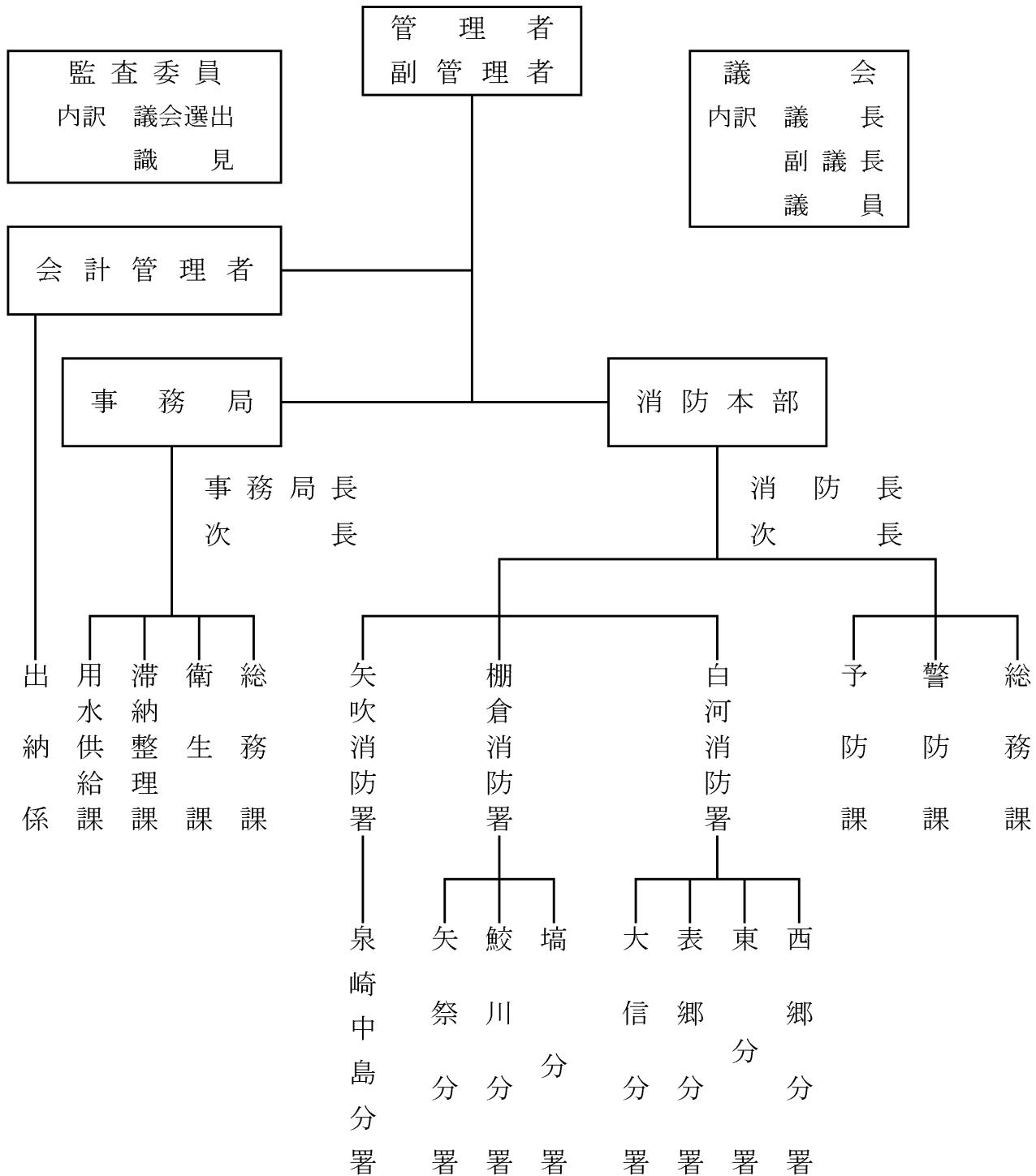
平成29年4月1日現在

役職名	現職	氏名	備考
管理者	白河市長	鈴木和夫	
代表副管理者	中島村長	加藤幸一	
代表副管理者	鮫川村長	大樂勝弘	
副管理者	矢吹町長	野崎吉郎	
副管理者	西郷村長	佐藤正博	
副管理者	泉崎村長	久保木正大	
副管理者	棚倉町長	湯座一平	
副管理者	矢祭町長	古張允	
副管理者	塙町長	宮田秀利	
監査委員	(議会選出)	高橋光雄	
監査委員	(識見)	深堀由加子	
議席番号	現職	氏名	備考
1	白河市議会議長	高橋光雄	監査委員
2	白河市議会議員	緑川攝生	
3	白河市議会議員	北野唯道	
4	白河市議会議員	山口耕治	
5	矢吹町議会議長	熊田宏	議長
6	矢吹町議会副議長	鈴木隆司	
7	西郷村議会議長	白岩征治	
8	西郷村議会議員	松田隆志	
9	泉崎村議会議長	鈴木盛利	
10	泉崎村議会副議長	鈴木清美	
11	中島村議会議長	藤田利春	
12	中島村議会議員	鈴木新平	
13	棚倉町議会議長	大根守	
14	棚倉町議会副議長	松本英一	
15	矢祭町議会議長	鈴木敏男	
16	矢祭町議会副議長	藤田玄夫	
17	塙町議会議長	大繩武夫	
18	塙町議会副議長	鈴木孝則	
19	鮫川村議会議長	星一彌	副議長
20	鮫川村議会副議長	宗田雅之	

組織及び
負担割合
予算・決算

白河地方広域市町村圏整備組合組織機構図

平成29年4月1日現在



**白河地方広域市町村圏整備組合
各施設（各課）の所在地**

事務局		TEL	0248(22)1145
総務課	〒961-0975 白河市立石山15番地1	FAX	0248(27)2119
滞納整理課		TEL	0248(21)1260
衛生課	〒961-0023 白河市亀石1番地	TEL	0248(28)3558
西白河地方クリーンセンター 西白河地方リサイクルプラザ			
白河地方清掃センター	〒961-0051 白河市大牛帰41番地	FAX	0248(28)3559
西郷埋立処分場	〒961-8001 西郷村大字羽太字弥六林地内		
用水供給課	〒961-8071	TEL	0248(25)5395
芝原浄水場	西郷村大字真船字芝原47番地11	FAX	0248(25)5397
消防本部	〒961-0975 白河市立石山15番地1	TEL	0248(22)2157
白河消防署	〒961-0975 白河市立石山15番地1	FAX	0248(23)3999
白河消防署西郷分署	〒961-8091 西郷村大字熊倉字折口原40番地	TEL	0248(25)2534
白河消防署東分署	〒961-0303 白河市東釜子字枇杷山28番地52	FAX	0248(34)2999
白河消防署表郷分署	〒961-0403 白河市表郷番沢字吉ノ目35番地2	TEL	0248(32)3432
白河消防署大信分署	〒969-0303 白河市大信下小屋字段ノ原29番地1	FAX	0248(32)3999
棚倉消防署	〒963-6131 棚倉町大字棚倉字館ヶ丘73番地	TEL	0247(33)4522
棚倉消防署塙分署	〒963-5411 塙町大字上石井字仲堀220番地	FAX	0247(33)7499
棚倉消防署鮫川分署	〒963-8401 鮫川村大字赤坂中野字道少田13番地1	TEL	0247(49)2119
棚倉消防署矢祭分署	〒963-5119 矢祭町大字小田川字春田1番地1	FAX	0247(49)2399
矢吹消防署	〒969-0222 矢吹町八幡町452番地	TEL	0248(42)3762
矢吹消防署泉崎中島分署	〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原12番地2	FAX	0248(42)3999
		TEL	0248(53)2978
		FAX	0248(53)2899

共同処理事務と負担割合

共同処理事務	負担割合
1. 組合市町村との連絡調整に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
2. 消防に関すること（消防団に関する事項を除く。）。	地方交付税法（昭和25年法律第211号）第12条に規定する消防費の政令指定にかかる基準財政需要額割
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。	均等割 20% 人口割 80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条及び第37条に規定する介護認定審査会の設置・運営並びにそれに必要な業務に関する事項。	均等割 20% 審査件数割 80%
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関する事項。	均等割 20% 審査件数割 80%
6. 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関する事項（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村に限る。）。	①ネットワーク敷設工事経費 均等割 20% 人口割 40% 延長割（組合市町村内敷設の延長） 40% ②ネットワーク維持管理経費 均等割 20% 人口割 80% ③情報センターの設置、運営管理経費 均等割 20% 人口割 80% ④その他前各号に該当しない経費 議決により定める。
7. 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事項（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。	①し尿処理経費 人口割 30% 利用実績割 70% ②ごみ処理経費 人口割 30% 利用実績割 35% 年間運行台数割 35%
8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関する事項（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。	①義務的経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078% ②浄水経費 白河市 31.910% 矢吹町 22.525% 西郷村 7.508% 泉崎村 16.471% 中島村 7.508% 棚倉町 14.078%
9. 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関する事項。	滞納額割 経費の30%相当額 徴収金額割 経費の70%相当額

※その他の取扱事務

- 1) 白河地方土地開発公社に関する事項。
- 2) 新白河広域観光連盟に関する事項。

平成29年度 一般会計 当初予算

(歳入)

(単位:千円)

款	平成29年度	平成28年度	比較	増減率	備考
1. 分担金及び負担金	3,431,059	3,398,465	32,594	0.96%	
2. 使用料及び手数料	260,309	255,781	4,528	1.77%	
3. 国庫支出金	11,791	10,203	1,588	15.56%	
4. 県支出金	3,156	3,407	△ 251	△ 7.37%	
5. 財産収入	604	1,135	△ 531	△ 46.78%	
6. 寄附金	1	1	0	0.00%	
7. 繰越金	14,560	14,160	400	2.82%	
8. 諸収入	69,773	70,969	△ 1,196	△ 1.69%	
9. 組合債	33,600	63,200	△ 29,600	△ 46.84%	
歳入合計	3,824,853	3,817,321	7,532	0.20%	

(歳出)

(単位:千円)

款	平成29年度	平成28年度	比較	増減率	備考
1. 議会費	612	628	△ 16	△ 2.55%	
2. 総務費	396,824	395,519	1,305	0.33%	
3. 民生費	56,529	57,856	△ 1,327	△ 2.29%	
4. 衛生費	1,265,708	1,277,836	△ 12,128	△ 0.95%	
5. 消防費	1,805,620	1,780,132	25,488	1.43%	
6. 公債費	279,360	287,150	△ 7,790	△ 2.71%	
7. 予備費	20,200	18,200	2,000	10.99%	
歳出合計	3,824,853	3,817,321	7,532	0.20%	

一般会計 岁入歳出決算

(歳入)

(単位:千円)

款	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
1. 分担金及び負担金	3,248,268	3,268,901	3,352,823	3,410,434	2,054,922
2. 使用料及び手数料	266,009	262,949	270,335	283,207	4,564
3. 国庫支出金	68,332	10,762	357,095	1,718,109	27,206
4. 県支出金	3,803	93,988	39,128	19,744	-
5. 財産収入	758	551	567	572	372
6. 繰越金	313,723	190,090	123,116	39,326	17,910
7. 諸収入	113,922	112,775	129,746	94,041	38,256
8. 組合債	81,300	44,300	92,600	197,000	109,700
(繰入金)	-	-	-	25,342	-
(寄附金)	-	-	-	30	-
歳入合計	4,096,115	3,984,316	4,365,410	5,787,805	2,252,930

(歳出)

(単位:千円)

款	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
1. 議会費	548	478	964	492	484
2. 総務費	302,549	259,689	253,769	234,031	235,847
3. 民生費	55,899	56,171	52,787	49,442	41,598
4. 衛生費	1,404,359	1,284,349	1,823,403	2,246,993	-
5. 消防費	1,895,298	1,807,113	1,741,134	2,845,776	1,830,388
6. 公債費	285,713	262,793	303,261	287,955	115,749
7. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	3,944,366	3,670,593	4,175,318	5,664,689	2,224,066

平成29年度 特別会計 当初予算

(単位：千円、税込)

年度	収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
29	営業収益	712,853	営業費用	946,602	出資金	6,467	建設改良費	27,839
	営業外収益	458,421	営業外費用	118,571	—	—	企業債償還金	363,496
	特別利益	48,265	特別損失	1	—	—	—	—
	—	—	予備費	5,000	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,219,539	用水供給事業費用計	1,070,174	資本的収入計	6,467	資本的支出計	391,335

特別会計 収入支出決算

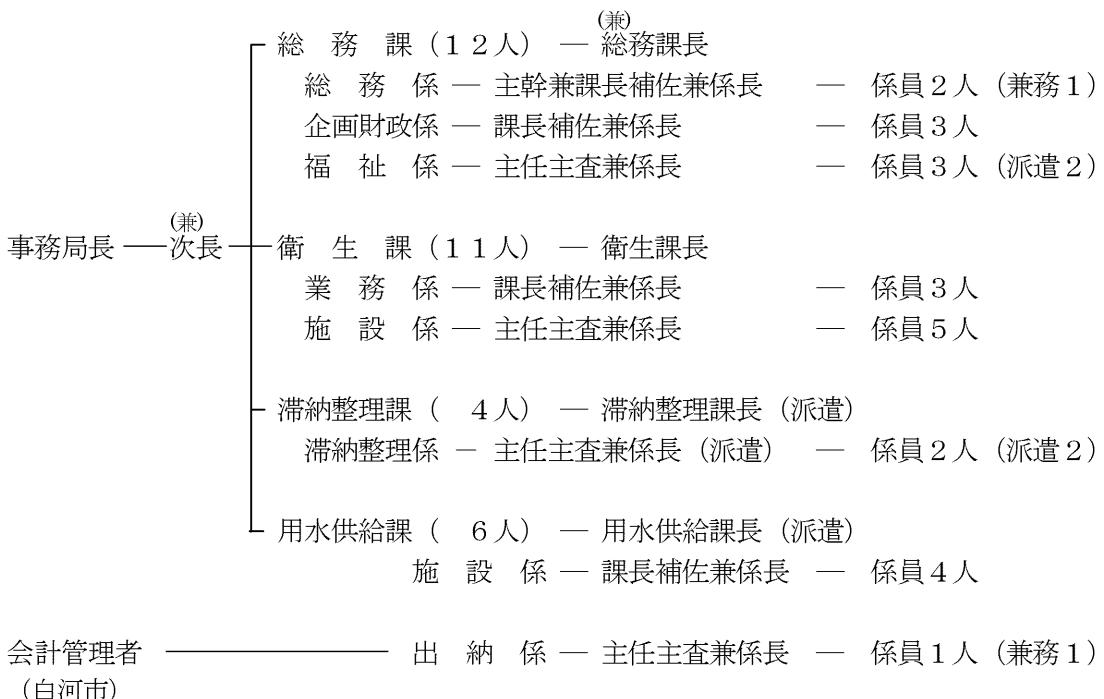
(単位：千円、税込)

年度	収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
28	営業収益	712,854	営業費用	885,554	出資金	6,409	企業債償還金	15,446
	営業外収益	443,449	営業外費用	130,108	—	—	出資金返還金	355,510
	特別利益	54,617	特別損失	—	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,210,920	用水供給事業費用計	1,015,662	資本的収入計	6,409	資本的支出計	370,956
27	営業収益	712,854	営業費用	917,594	出資金	60,083	企業債償還金	347,745
	営業外収益	457,456	営業外費用	140,081	—	—	出資金返還金	53,729
	特別利益	20,371	特別損失	0	—	—	—	—
	用水供給事業収益計	1,190,681	用水供給事業費用計	1,057,675	資本的収入計	60,083	資本的支出計	401,474
26	営業収益	738,780	営業費用	933,357	出資金	60,031	建設改良費	3,672
	営業外収益	446,575	営業外費用	147,012	—	—	企業債償還金	340,192
	特別利益	16,319	特別損失	4,529	—	—	出資金返還金	53,729
	用水供給事業収益計	1,201,674	用水供給事業費用計	1,084,898	資本的収入計	60,031	資本的支出計	397,593

事務局

事務局 (H29.4.1 現在)

1 組織



2 業務

(1) 総務課

- 1) 組合市町村との連絡調整に関すること。
- 2) 救急医療運営費補助事業に関すること。
- 3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。
- 4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。
- 5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関すること。
- 6) 白河地方土地開発公社に関すること。
- 7) 新白河広域観光連盟に関すること。
- 8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

(2) 衛生課

- 1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(3) 滞納整理課

- 1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

(4) 用水供給課

- 1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

3 業務内容

(1) 総務課

1) 組合市町村との連絡調整に関すること。

総務課が所管する総務・財政・情報・福祉等の構成市町村長、担当課長及び担当者会議を開催し、各部門の連絡調整を図るもの。

2) 救急医療運営費補助事業に関すること。

①第二次救急医療補助事業の実施

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制確保のため、協議機関として圏域市町村、病院群、消防本部、県南保健福祉事務所、医師会で「白河地方第二次救急医療運営協議会（※1）」を設立し、4病院で構成する白河地方病院群輪番制病院協議会（※2）に運営費を補助（※3）するもの。

※1 白河地方第二次救急医療運営協議会

役職名	機関名及び職名	役職名	機関名及び職名
会長	福島県県南保健福祉事務所長	委員	会田病院長
副会長	白河医師会会長	〃	塙厚生病院長
〃	東白川郡医師会会長	〃	白河病院長
〃	白河市保健福祉部長	〃	矢吹町保健福祉課長
〃	棚倉町健康福祉課長	〃	西郷村健康推進課長
〃	白河厚生総合病院長	〃	泉崎村住民福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏整備組合事務局長	〃	中島村保健福祉課長
〃	白河地方広域市町村圏消防本部消防長	〃	矢祭町市民福祉課長
		〃	塙町健康福祉課長
		〃	鮫川村住民福祉課長
		〃	白河地方広域市町村圏消防本部警防課長

※2 白河地方病院群輪番制病院協議会

構成病院名	備考
白河厚生総合病院、会田病院、塙厚生病院、白河病院	

※3 年度別病院群輪番制搬送人数及び補助金額

年度区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)
輪番日数	436日	437日	438日	437日	437日
搬送人数	1,672人	1,199人	1,631人	1,838人	—人
補助金額	26,322千円	26,756千円	26,396千円	26,494千円	26,510千円

病院群輪番制病院運営事業とは、地域内の第二次救急病院が輪番方式により、当番日に必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制の外に、重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保するものです。

3) 介護認定審査会の設置・運営等に関すること。

介 護 認 定 審 査 会

◎合議体委員内訳

	分 野	正委員	補強委員
第1合議体 } 第8合議体 (隔週開催)	医 療 18人	9人	9人
	医師 16人	8人	8人
	歯科医師 2人	1人	1人
	保 健 12人	8人	4人
	理学療法士 4人	3人	1人
	作業療法士 3人	2人	1人
	看護師 5人	3人	2人
	福 祉 20人	15人	5人
	特養施設職員 4人	4人	—
	老健施設職員 4人	4人	—
	介護福祉士 3人	2人	1人
	社会福祉士 1人	—	1人
	介護支援専門員 7人	4人	3人
	ヘルパー 1人	1人	—
	合 計 50人	32人	18人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医 療 1人	精神科・神経科・内科・整形外科等の医師 1人 ※1合議体のみ歯科医師1人と上記の医師1人の計2人	
	保 健 1人	理学療法士・作業療法士・看護師のうちから1人	
	福 祉 2人	特養施設職員・老健施設職員・介護福祉士・介護支援専門員・ヘルパーのうちから2人 ※1合議体のみ上記のうちから1人	
補強委員 (2名)	医 療 1人	医師・歯科医師のうちから1人 ※1合議体のみ2人	
	保健・福祉 1人	理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員のうちから1人 ※1合議体のみ2人	

※ 審査会はそれぞれ隔週1回ずつの開催となる。

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。（他の合議体への出席を依頼する場合もある。）

◎身分、任期、報酬額等

身 分	介護認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（組合規則）
報 酬	審査会開催の都度「医師及び歯科医師」20,000円、「医師及び歯科医師以外の者」15,000円を支給する。（組合条例）
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。（組合条例）

平成28年度介護認定審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位:回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	第4合議体	第5合議体	第6合議体	第7合議体	第8合議体	合計
開催回数	22	24	22	25	20	25	20	20	178
審査件数	787	852	785	896	710	897	715	709	6,351

②市町村別実績

(単位:件)

区分 市町村	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
白河市	12	311	513	420	588	391	368	273	2,876
矢吹町	3	57	125	110	130	110	94	64	693
西郷村		28	104	103	156	81	80	54	606
泉崎村	3	17	38	31	58	29	43	25	244
中島村		26	33	31	32	22	35	19	198
棚倉町		47	121	77	124	111	101	64	645
矢祭町		18	43	39	55	47	47	22	271
塙町	1	66	131	87	116	78	61	52	592
鮫川村	1	21	49	37	28	29	35	26	226
合計	20	591	1,157	935	1,287	898	864	599	6,351

③介護認定区分の変更内訳

(単位:件)

2次 1次	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
非該当	20	6							26
要支援1		585		3					588
要支援2			783	71					854
要介護1			373	861	8				1,242
要介護2			1		1,278	8			1,287
要介護3					1	889	25		915
要介護4						1	838	9	848
要介護5							1	590	591
合計	20	591	1,157	935	1,287	898	864	599	6,351

4) 障害者介護給付費等支給審査会の設置・運営等に関すること。

障 害 者 介 護 給 付 費 等 支 給 審 査 会

◎合議体委員内訳

	分 野	正委員	補強委員
	医 療 6人	3人	3人
	精神科医師 3人	3人	—
	その他の医師 3人	—	3人
第1合議体	身体障がい 3人	3人	—
	障がい者支援施設職員 1人	1人	—
	理学療法士 1人	1人	—
	作業療法士 1人	1人	—
第3合議体	知的障がい 6人	3人	3人
	障がい者支援施設職員 3人	3人	—
	社会福祉士 3人	—	3人
	精神障がい 3人	3人	—
	精神保健福祉士 3人	3人	—
	合 計 18人	12人	6人

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4人)	医 療 1人	精神科医師	
	身体障がい 1人	障がい者支援施設職員・理学療法士・作業療法士のうちから1人	
	知的障がい 1人	障がい者支援施設職員	
	精神障がい 1人	精神保健福祉士	
補強委員 (2人)	医 療 1人	医師	
	身体・知的 精神障がい 1人	社会福祉士	

※ 正委員が欠席する場合、補強委員が出席する。（他の合議体への出席を依頼する場合もある。）

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の付属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（組合規則）
報 酬	審査会開催の都度「医師」20,000円、「医師以外の者」15,000円を支給する。（組合条例）
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。（組合条例）

平成28年度障害者介護給付費等支給審査会審査実績

①審査会開催実績

(単位：回、件)

合議体 実績	第1合議体	第2合議体	第3合議体	計
開催回数	5	6	4	15
審査件数	87	144	68	299

②市町村別実績

(単位：件)

区分 市町村名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
白河市		1	16	31	40	18	39	145
矢吹町		2	11	8	7	6	7	41
西郷村			3	5	5	11	8	32
泉崎村				4	3		4	11
中島村				1	3	4	2	10
棚倉町			3	4	4	2	5	18
矢祭町			1	3	4	2	4	14
塙町			2		7	4	3	16
鮫川村			2	5	1	3	1	12
計		3	38	61	74	50	73	299

③審査判定内訳

(単位：件)

区分 種別	新規	更新	区分変更	再調査	計	有効期間内訳			
						12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	計
身体障がい	21	31	1		53	1		52	53
知的障がい	31	108	3		142	3		139	142
精神障がい	33	16	2		51	2		49	51
難病									
身体・知的	7	35	1		43		1	42	43
身体・精神		2			2			2	2
知的・精神	1	6	1		8			8	8
難病・身体									
難病・知的									
難病・精神									
身・知・精									
難・身・知									
難・身・精									
難・知・精									
難・身・知・精									
計	93	198	8		299	6	1	292	299
								非該当	

④障害支援区分の変更内訳

(単位：件)

2次 1次	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
非該当								
区分1		3						3
区分2			38	3				41
区分3				58	2			60
区分4					72	3		75
区分5						47	2	49
区分6							71	71
合計		3	38	61	74	50	73	299

5) 情報通信ネットワークの整備・管理及び情報センターの設置、運営管理に関すること。

白河地方広域市町村圏情報通信ネットワーク事業

(1) 事業の目的

- ① 電子自治体実現に向け、自営光ケーブルを敷設することで、ブロードバンドネットワーク（超高速通信）環境を低コストで実現する。
- ② 各システムの設備及び運用管理コストの削減を図るため、広域ネットワーク環境を活用し、各種システムを共同利用することにより効率的かつ低コストなシステム運用を実現する。

(2) 事業の概要

1) 事業の概略

IDC フロンティア白河データセンターと各市町村役場及び公民館・学校等の公共施設を光ファイバーで接続し、総合行政ネットワーク（LGWAN）、ふくしま教育総合ネットワーク（FCS）及びインターネットへの専用線接続を実施にするとともに、電子自治体実現に向けた各種アプリケーションシステムを共同で管理運営するための環境を整備している。

2) 参加市町村

白河市・矢吹町・中島村・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村

白河地方広域市町村圏整備組合

3) 敷設した光ケーブル

- ① 延長：350. 14 km
- ② 通信速度：幹線（100芯）5ギガビット、支線（8芯）100メガビット

4) 導入アプリケーション

- ① インターネット接続システム及びインターネット仮想化システム
(一般住民利用及び行政職員利用のためのインターネット環境整備)
- ② ホームページ作成システム
(住民への情報提供のためのホームページ作成システムの整備)
- ③ 議会中継システム
(住民への情報提供のための議会中継システムの整備)
- ④ 総合行政ネットワーク（LGWAN）接続システム（国・県との情報通信網の整備）
- ⑤ ふくしま教育総合ネットワーク（FCS）接続システム
(各学校等のインターネット環境の整備)
- ⑥ 財務会計システム（内部事務の効率化）
- ⑦ 固定資産管理システム（内部事務の効率化）
- ⑧ 人事給与システム（内部事務の効率化）
- ⑨ 文書管理システム（内部事務の効率化）
- ⑩ グループウェアシステム（内部事務の効率化） 等

6) 白河地方土地開発公社に関すること。

白 河 地 方 土 地 開 發 公 社

①設立年月日 昭和48年2月12日

②機 構

理事長 — 副理事長(2人) — 理事(6人) — 監事(3人)
 専務理事 — 次長 —
 業務部(5人)
 出納室(2人)

※専務理事以下9名は、当組合職員が兼務

③構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・
矢祭町・塙町・鮫川村

④業 務 公有用地・公用地等の取得、管理、処分等

⑤出 資 金 1,000万円

(単位:万円)

市町村名	出資額	市町村名	出資額	市町村名	出資額
白河市	390	矢吹町	95	西郷村	85
泉崎村	55	中島村	50	棚倉町	95
矢祭町	70	塙町	95	鮫川村	65

⑥事業実績(過去5年)

(単位:件、m²、千円)

年度	受託事業数	取得面積	取得金額	完了事業数	売扱面積	売扱金額
24	2					
25	2			1	4,227.00	995,892
26	2	164.41	4,033			
27	2			1	17,560.75	29,686
28	1					

※H28年度末の期末残高

・受託事業数 1事業

・用地取得済面積 164.61 m²

・短期借入金(公有用地費) 4,041千円

7) 新白河広域観光連盟に関すること。

新白河広域観光連盟

① 設立年月日 昭和57年4月21日

② 機構

会長 — 副会長(3人) — 監事(2人) — 会員(7人)

事務局長 — 次長兼課長 — 主幹

— 課長補佐兼係長 — 職員(3人)

観光案内所(3人=臨時職員)

※事務局長以下7名は、当組合職員が兼務

③ 構成団体 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村・棚倉町・矢祭町・
塙町・鮫川村・石川町・浅川町・那須町・天栄村
計 13自治体

④ 目的 会員相互の連携を密にし、広域観光の推進を図る。

⑤ 業務 1) 新白河広域観光案内所の運営
2) 広域的観光の推進に必要な事業

平成29年度事業計画

区分	事業名	事業内容
1	新白河広域観光案内所の運営	新白河駅構内の新白河広域観光案内所で、通年にわたり当地方の観光地等の総合案内を実施する。
2	新白河観光写真展の開催	行楽客・帰省客を対象に当地方の観光地をPRするため、各観光地の四季折々の写真を新白河駅構内にて展示する。
3	各種イベント等への参加、後援	市町村等主催の観光イベントにおいて臨時観光案内所の設置やパンフレット等の提供を行うほか、各種観光事業について後援を行う。
4	新白河広域観光案内所改修事業	訪日外国人旅行者受入体制整備のため、観光案内所外観改修(JR東日本で実施)及び無料Wi-Fi等(パソコン・タブレットを含む)整備を行う。

8) 白河地方福祉有償運送等運営協議会の運営に関すること。

①白河地方福祉有償運送等運営協議会の目的

下記に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、公益法人等（以下「NPO法人等」という。）による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録により行われる有償のボランティア輸送について、その必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため設置するもの。

別表1 構成市町村

白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

別表2 協議会の委員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員	2名
公共交通に関する学識経験者	1名
関係する地域住民の代表	2名
想定される有償運送の利用者の代表	2名
関係する地域ボランティア団体の代表	2名
関係する地域の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表	4名
関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	1名
構成市町村内の福祉有償運送実施団体の代表	1名
東北運輸局福島運輸支局長又はその指名する職員	1名
福島県職員	1名
構成市町村職員の代表	3名

別表3 福祉有償事業者申請経過及び申請予定

番号	法 人 名	H27	H28	H29
1	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会		更新 対価	
2	社会福祉法人 くわの福祉会 天神町ヘルパーステーション		更新	
3	東西しらかわ農業協同組合 いきいき福祉センター		更新	
4	社会福祉法人 矢吹町社会福祉協議会		更新	
5	公益財団法人 会田病院		更新	
6	社会福祉法人 西郷村社会福祉協議会	※対価	更新	
7	社会福祉法人 泉崎村社会福祉協議会	対価	更新	
8	社会福祉法人 中島村社会福祉協議会		更新	
9	社会福祉法人 矢祭町社会福祉協議会		更新	
10	社会福祉法人 塙町社会福祉協議会		更新	
11	社会福祉法人 甲子の里福祉会 甲子の里希望の家逢和会			更新
12	社会福祉法人 清峰会			更新

※対価＝輸送対価変更申請

(2) 衛生課

1) 廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること。

一般廃棄物処理事業は、昭和41年1月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により「西白河地方衛生処理一部事務組合」を設立し、ごみ処理施設・し尿処理施設・埋立処分場の管理・運営並びにごみ及びし尿の収集運搬業務を実施してまいりました。

また、ごみの減量化と資源化を推進するためリサイクルプラザを建設し、資源ごみのリサイクルに取り組むとともに、埋立処分場の延命化に努めています。

平成24年4月1日の白河地方広域市町村圏整備組合との統合後は、衛生課において、業務を継続しています。

1. ごみ処理事業

1) ごみ処理事業の各施設

①ごみ焼却処理事業

名 称	西白河地方クリーンセンター
所 在 地	白河市亀石1番地
竣工年月日	平成7年3月31日
構 造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造 地下3階・地上5階 延床面積 4,097.80m ² 車庫棟 鉄骨平屋建 延床面積 204.96m ²
施設運転管理	委託

②廃棄物資源化事業

名 称	西白河地方リサイクルプラザ
所 在 地	白河市亀石1番地
竣工年月日	平成16年3月31日
敷 地 面 積	74,820m ²
構 造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階 延床面積 6,943.18m ²
施設運転管理	委託
重 機	ホイールローダー2台、フォークリフト1台、ベールクランプ3台

③埋立処分場事業

名 称	西郷埋立処分場
所 在 地	西郷村大字羽太字弥六林地内
竣工年月日	昭和56年12月28日
総 面 積	51,845m ²
埋 立 容 量	417,462m ³
埋 立 面 積	28,639m ²
残 余 容 量	44,703.92m ³
残余埋立期間	11.70年（平成28年12月測定）
施設運営管理	委託
重 機	バックホウ1台、トラッシュコンパクタ1台

※ごみの分別区分(全戸配付冊子 資源とごみの正しい分け方と出し方参照)

- ・可燃ごみ → 台所の生ごみ、革製品、わりばし、草・枝
- ・古紙類等 → 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装
- ・資源ごみ → かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣類等
- ・不燃ごみ → 植木鉢、傘、ガラスくず、瀬戸物、ポット、ラジカセ、ゲーム機
有害ごみ（乾電池、蛍光管、体温計）
- ・粗大ごみ → 可燃性・不燃性粗大ごみ

2) ごみ処理の状況

(単位：t・%)

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
可燃ごみ	処理量	49,055	31,867	30,788	34,326	32,920
	対前年比	122.7	64.9	96.6	111.5	95.9
不燃・資源ごみ、古紙類	処理量	5,880	5,579	5,785	6,107	5,768
	対前年比	89.2	94.9	103.7	105.6	94.4
計	処理量	54,935	37,446	36,573	40,433	38,688
	対前年比	117.9	68.2	97.7	110.6	95.7

3) ごみ処理の内訳

①可燃ごみの処理量 (平成28年度)

(単位:t)

クリーンセンター	市町村別		組合全体	白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村
	収集	可燃	16,397	9,618	2,551	2,847	802	579
生活性系	可燃粗大	29	18	4	5	1	1	
	可燃	1,251	874	83	191	65	38	
	不法投棄等減免	31	8	3	15	4	1	
	可燃性破碎物	1,122	686	162	173	59	42	
	し尿汚泥	1,624	963	267	200	71	123	
	火災廃材	48	1	44	3	0	0	
計		20,502	12,168	3,114	3,434	1,002	784	
処理量	搬入	許可業者収集	10,796	6,422	1,642	2,066	478	188
	搬入	持ち込み	1,245	910	104	108	87	36
	計		12,041	7,332	1,746	2,174	565	224
	東白衛生組合処理受託量		377	-	-	-	-	-
可燃 計			32,920	19,500	4,860	5,608	1,567	1,008

②不燃・資源ごみの処理量 (平成28年度)

(単位:t)

リサイクルプラザ	市町村別		組合全体	白河市	矢吹町	西郷村	泉崎村	中島村
	収集	不燃	1,097	628	173	180	68	48
生活性系	資源	2,270	1,289	368	391	123	99	
	古紙	1,531	973	174	233	110	41	
	不燃粗大	25	16	3	4	1	1	
	搬入	不燃	591	414	45	88	28	16
	搬入	不法投棄等減免	12	4	1	6	1	0
	計		5,526	3,324	764	902	331	205
処理量	搬入	許可業者収集	101	77	19	4	1	0
	搬入	持ち込み	141	111	14	11	4	1
	計		242	188	33	15	5	1
	不燃・資源 計		5,768	3,512	797	917	336	206

総処理量	38,688	23,012	5,657	6,525	1,903	1,214
------	--------	--------	-------	-------	-------	-------

4) 資源ごみ回収実績

(単位: t)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
古紙類等	新聞	524	554	596	568	556
	雑誌	378	393	459	447	408
	段ボール	513	513	539	549	524
	紙パック	6	6	6	6	5
	紙製容器包装	41	42	50	44	34
	シュレッター紙	-	5	4	3	4
	古布	-	10	33	39	24
	小計	1,464	1,523	1,687	1,656	1,555
資源ごみ	スチール缶	149	144	126	121	109
	鉄くず	435	405	400	428	434
	アルミ缶	95	99	99	107	106
	アルミくず	44	50	43	45	44
	ガラスびん類 (無色、茶、その他、生びん)	894	840	847	860	805
	ペットボトル	208	205	192	190	199
	プラスチック類 (容器包装、廃プラ、 ペットボトル、キャップ)	581	553	581	594	577
	その他の資源	32	35	41	55	70
小計		2,438	2,331	2,329	2,400	2,344
合計		3,902	3,854	4,016	4,056	3,899

5) 埋立処分量

(単位: t)

種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
焼却残渣(灰)	7,170	3,838	3,519	3,760	3,659
不燃残渣	1,362	1,187	1,112	782	709
計	8,532	5,025	4,631	4,542	4,368

6) ごみ収集計画

市町村名	収集コース	可燃・可燃性資源ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	
白河市	全域	週2回(月・木)	週1回(火)	金曜日隔週	月2回(指定日)	
(表郷地区)					月1回(指定日)	
(大信地区)		週2回(火・金)	週1回(水)		月2回(指定日)	
(東地区)					月1回(指定日)	
西郷村					月2回(指定日)	
泉崎村						
中島村						
矢吹町		週2回(月・木)				

※ 粗大ごみ戸別収集 Aグループ 白河市・矢吹町・西郷村・泉崎村・中島村
Bグループ 白河市(表郷、大信、東地区)・矢吹町・西郷村

7) 一般廃棄物処理手数料（西白河地方クリーンセンター・リサイクルプラザ）

区分	ごみ処理手数料の額（消費税を含む）
	<p>1. 可燃ごみ、不燃ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合</p> <p>ごみ袋</p> <p>(1) 可燃ごみ袋大 (45リットル・赤印刷) 1枚につき 39.55円 (2) 可燃ごみ袋小 (30リットル・赤印刷) 1枚につき 29.70円 (3) 可燃ごみ袋特小 (20リットル・赤印刷) 1枚につき 19.65円 (4) 不燃ごみ袋大 (45リットル・黒印刷) 1枚につき 44.50円 (5) 不燃ごみ袋小 (30リットル・黒印刷) 1枚につき 34.65円</p> <p>※ 資源ごみ用指定袋（かん類・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、衣類等）のごみ処理手数料は、無料</p>
家庭系のごみ	<p>2. 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみを住民が直接搬入し、組合が処分する場合</p> <p>(1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 80円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 90円 (3) 指定有料袋での直接搬入 無料</p>
	<p>3. 粗大ごみを組合が収集、運搬及び処分する場合（◆粗大ごみ戸別収集制度）</p> <p>(1) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、オルガン、エアコン、流し台、タンス（90センチ以上）、サイドボード、机(両そで)、応接用椅子（2人以上）、ベット（ダブル）その他これらの類似品1個あたり 1,000円 (2) 電子レンジ、ワープロ、ビデオデッキ、ステレオ、扇風機、石油ストーブ、タンス（90センチ未満）、戸棚、下駄箱、机、畳、椅子、タイヤ、ガステーブル、自転車、布団、ベット（シングル）、カーペットその他これらの類似品1個あたり 500円</p>
事業系のごみ	<p>可燃ごみ、不燃ごみを事業者及び許可業者が直接搬入した場合</p> <p>(1) 可燃ごみ・10キログラム当たり 95円 (2) 不燃ごみ・10キログラム当たり 110円</p>
動物の死体	犬、猫等の死体1体につき 1,000円

8) 指定ごみ袋の規格及び販売価格等

(単位:円・税込み)

袋の種類	可燃ごみ			不燃ごみ		資源ごみ (ごみ処理手数料 無料)	
	赤			黒		青	
規格	大	小	特小	大	小	大	小
袋の原価 (20枚入り)	247	174	165	288	185	245	172
(1枚当たり)	12.35	8.70	8.25	14.40	9.25	12.25	8.6
ごみ処理手数料 (20枚入り)	791	594	393	890	693	—	—
(1枚当たり)	39.55	29.70	19.65	44.50	34.65	—	—
販売手数料 (20枚入り)	62						
(1枚当たり)	3.1						
小売価格 (20枚入り)	1,100	830	620	1,240	940	307	234
(1枚当たり)	55.00	41.50	31.00	62.00	47.00	15.35	11.7

※ごみ袋の規格

袋の種類	可燃ごみ用			不燃ごみ用		資源ごみ用	
規格	大	小	特小	大	小	大	小
容量(ℓ)	45	30	20	45	30	45	30
寸法(cm)	65×80	50×70	40×60	65×80	50×70	65×80	50×70
肉厚(mm)	0.035			0.040		0.025	
材質	軟質ポリエチレン					硬質ポリエチレン	
透度	透			明			

2. し尿処理事業

名 称	白河地方清掃センター
所 在 地	白河市大牛帰41番地
敷 地 面 積	8,768.1m ²
延 床 面 積	1,910.71m ²
収 集 方 法	許可業者 5業者 収集車両 20台
処 理 量	30,164 kℓ (1日平均82.6kℓ)
し尿処理手数料	収集運搬許可業者より徴収 18リットル／3円
施設運転管理	委託

1) 市町村別し尿・汚泥投入量の実績

(単位 : kℓ)

市 町 村	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
白 河 市	18,969	18,315	18,355	18,176	17,888
矢 吹 町	5,249	5,241	5,112	5,034	4,964
西 郷 村	4,042	4,298	3,804	3,825	3,703
泉 崎 村	1,618	1,285	1,528	1,421	1,328
中 島 村	2,132	2,323	2,196	2,970	2,281
計	32,010	31,462	30,995	31,426	30,164

2) し尿・浄化槽、農業集落排水処理汚泥投入量の実績

(単位 : kℓ)

種 別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
し 尿	5,956	5,501	5,572	5,485	5,322
浄化槽汚泥	19,906	19,731	18,902	18,841	18,422
農集汚泥	6,148	6,230	6,521	7,100	6,420
計	32,010	31,462	30,995	31,426	30,164

3) 汚泥処理量の実績

(単位 : t)

種 別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
肥料(緑農地還元)	0	0	0	0	0
焼 却 处 理	402	424	455	1,860	1,624
計	402	424	455	1,860	1,624

※ 原発事故の影響により、平成23年7月からの汚泥は、放射性セシウム濃度が200Bq/kgを超えているため、焼却処理している。

(旧) 西白河地方衛生処理一部事務組合のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和 41 年 1 月	西白河地方衛生処理一部事務組合設立（1市1町6村） 白河市独自で建設した白河市清掃センター（し尿処理施設 昭和37年竣工 36 kℓ/日）を組合に無償移管する
昭和 42 年 9 月	白河市独自で建設した「し尿処理施設 45 kℓ/日」昭和42年9月竣工を組合に無償移管する
昭和 45 年 4 月	ごみ焼却施設 25 t 炉 (12.5 t ×2 機械バッチ) 竣工（組合で建設）
〃 11 月	白河市独自で建設した白河市ごみ焼却場(15 t 炉)及び 収集車両4台を組合に無償移管し、ごみの広域収集始まる
昭和 50 年 4 月	ごみ焼却施設 50 t 炉 (25 t ×2 機械バッチ) 竣工 75 t / 日 処理体制となつた
昭和 54 年 12 月	し尿処理施設 40 kℓ/日 竣工 現在の 121 kℓ/日 処理体制となつた
昭和 55 年 8 月	浸出液処理施設を備えた西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事着工
昭和 56 年 12 月	西郷埋立処分場（最終処分場）建設工事竣工
昭和 57 年 10 月	白河地方隔離病舎組合の解散により、組合が隔離病舎の運営を引き継ぐ
昭和 60 年 5 月	可燃ごみ排出量の急増及び「新ごみ焼却施設建設工事の遅れ」等により、現有施設の焼却対応能力が著しく不足したことから、一般家庭のごみ収集体制や事業系搬入ごみの受け入れ業務に支障がでてきたため、ごみ減量化及び分別排出・分別収集を促進するため、可燃ごみ・不燃ごみの2分別方式による指定袋収集制度を検討し、5月に西郷村が開始し、翌年4月にかけ順次構成市町村で施行となつた
平成 4 年 7 月	ごみ焼却施設「西白河地方クリーンセンター」建設工事着工（白河市字亀石1番地）
平成 7 年 3 月	西白河地方クリーンセンター建設工事竣工
〃 4 月	組合事務所を白河市字藤沢23番地から白河市字亀石1番地に移転
平成 9 年 10 月	容器包装リサイクル法施行（7品目）
平成 10 年 4 月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」整備工事着工
〃 8 月	8月27日に組合管内地域で集中豪雨による災害が発生し、構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受けた 「災害ごみ 5,890 t 発生」
平成 11 年 4 月	伝染病予防法の廃止に伴い、白河地方隔離病舎の用途を廃止する
〃 7 月	ごみ処理有料化の施行に先立ち、有料袋サンプルを全世帯に無料配付し試行実施
〃 10 月	分別排出・分別収集によるごみ処理有料化の施行及び粗大ごみの戸別収集開始

年 月	あ ゆ み
平成 12 年 1 月	ダイオキシン類特別措置法施行 「小型焼却炉使用規制」
〃 3 月	白河地方清掃センター「し尿処理施設」改修工事竣工
〃 4 月	容器包装リサイクル法の完全施行により、資源ごみ 10 品目の分別排出・分別収集を実施
〃 5 月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事着工
平成 13 年 4 月	組合独自に不法投棄監視員を配置 廃棄物処理法改正 「野焼き禁止」 家電リサイクル法施行（4 品目）
〃 8 月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事着工
平成 14 年 3 月	白河地方清掃センター「高度処理施設整備及び管理棟」建設工事竣工
〃 5 月	ごみの減量化・資源化施設の西白河地方リサイクルプラザ建設工事着工
〃 7 月	西白河地方リサイクルプラザ造成工事竣工
平成 15 年 10 月	資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル法施行
平成 16 年 3 月	西白河地方リサイクルプラザ建設工事竣工
平成 17 年 11 月	組合構成市町村の合併により、構成団体 8 市町村から 1 市 1 町 3 村の 5 団体となる
平成 21 年 4 月	家電リサイクル法改正、2 品目が追加され 6 品目となった
平成 22 年 4 月	資源物持ち去り監視業務（早朝パトロール）実施
平成 23 年 3 月	3 月 11 日、東日本大震災により構成市町村及び組合施設が甚大な被害を受け、災害廃棄物の受入処理を行うとともに、被災施設の復旧を開始した
平成 24 年 2 月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成 24 年 4 月 1 日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
〃 3 月 31 日	西白河地方衛生処理一部事務組合解散
〃 4 月 1 日	組 合 統 合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、衛生課が業務担当となる
平成 28 年 10 月	資源統一ごみ袋の導入に先立ち、試行ごみ袋を全世帯に無料配付しモニタリングを実施
平成 29 年 4 月	新「資源ごみ袋」の導入

(3) 滞納整理課

1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関する事。

三位一体の改革により、国から地方への税源移譲が平成 19 年度に実施され、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し税収入を確保するため、厳正な滞納処分を実施する専門的な組織の設置が求められてきました。

しかしながら、平成 21 年のリーマンショック以降、長引く景気低迷、更には東日本大震災の影響により、市町村の基幹的財源である「地方税」の確保は年々厳しさを増す中、圏域 9 市町村共通の喫緊の課題である地方税滞納の解消を図るとともに、市町村行政への信頼性の確保と向上を図るために、共同で滞納整理を実施する専門的な組織が必要であるとの結論に至り、平成 26 年 10 月 1 日に白河地方広域市町村圏整備組合に滞納整理課を新設し、市町村からの派遣職員 4 名及び県の専門員の指導・助言を受けながら、常時 4 名体制により業務を実施しています。

1. 業務内容

- ① 構成市町村から滞納事案を引き受けて、財産調査や捜索のうえ財産の差押えや公売による換価を行う。
- ② 構成市町村職員の徴収技術や専門知識の向上を図る。

2. 平成 28 年度の実績

(1) 引受案件状況

(単位：千円、件)

区分	割当件数	引受件数	引受滞納額
H 2 8	200	241	266, 570

(2) 滞納額階層別移管件数内訳

(単位：千円、件、%)

区分	0～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000～3,000	3,000以上	計
H 2 8	72	73	63	23	10	241
割 合	29. 88	30. 29	26. 14	9. 54	4. 15	100. 00

(3) 処理状況

(単位：件)

区分	引受件数	完納 (A)	一部納付 (B)	差押 (C)	納付誓約 (D)	その他 (E)	計 (A～E)
H 2 8	241	41	179	96	175	0	491

(4) 収納状況

(単位：千円、件、%)

区分	引受滞納額 (A)	徴収金額 (B)			本税徴収率 (C/A)	完納 件数	完納率 (%)
			本税(C)	附帯金 (B)-(C)			
H 2 8	266,570	123,570	96,832	26,738	36.33	41	17.01

(5) 税目別徴収状況

(単位：千円、%)

税目	引受滞納額本税(A)	徴収額本税(B)	徴収率(B/A)
市町村民税	66,946	25,758	38.48
固定資産税	56,344	19,828	35.19
軽自動車税	1,868	479	25.64
国民健康保険税	141,412	50,767	35.90
合計	266,570	96,832	36.33

(6) 滞納処分状況

(単位：件、千円)

区分	差押件数(延べ)								合計
	不動産	自動車	出資金	動産	預貯金	給与	生命保険	その他	
件数	6	0	12	0	50	12	12	4	96
割合(%)	6.25	0.00	12.50	0.00	52.08	12.50	12.50	4.17	100.00
換価額	2,354	0	1,080	0	11,191	3,193	2,782	112	20,712

(4) 用水供給課

1) 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること。

水道用水供給事業は、昭和62年11月に白河市と西白河郡内の8市町村（H17.11月の市町村合併により5市町村となる）により、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とした水道用水供給を行うため、昭和63年4月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせて施設整備を行いました。

平成12年11月、堀川ダムが竣工したことにより、平成13年4月から圏域8市町村に用水供給を開始しております。

その後、平成16年12月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の6市町村となり、1日あたり最大21,310m³の供給水量となっております。

平成24年4月1日の白河地方広域町村圏整備組合との統合後は、用水供給課において、業務を継続しています。

1. 用水供給事業

浄水場の名称 芝原浄水場

所 在 地 西白河郡西郷村大字真船字芝原47番地11

敷 地 面 積 20,294m²

淨 水 能 力 22,900m³/日（一日最大取水量）

一日最大供給量 21,310m³/日

水 源 堀川ダム（多目的ダム）

位置：西郷村大字真船字横川（左岸）

西郷村大字小田倉字谷津田（右岸）

型式：中央コア型ロックフィルダム

総貯水容量：5,500,000m³

有効貯水容量：5,200,000m³

淨水方式 急速ろ過方式

淨水施設 減圧井、粉末活性炭接触池、着水井、混合池、フロック形成池、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池

排水施設 排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機棟

送水施設 流量計室：9箇所【白河市白坂・表郷・東・大信、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町】

圧力調整池：白河市白坂地内【タンク容量1,000m³】

梅ヶ沢増圧ポンプ場：白河市表郷八幡地内

鶴子山増圧ポンプ場：白河市白坂地内

緊急遮断弁室：白河市関辺川前地内

管路延長 導水管：φ400mm L=3,877m

送水管：φ200mm～φ600mm L=80,141m

◎平成28年度供給量実績

(単位: m³)

構成市町村	一日最大供給水量	一日平均供給水量	年間供給水量	供給率
白河市	6,800	6,410	2,339,507	94.3%
矢吹町	4,800	4,798	1,751,391	100.0%
西郷村	1,600	1,519	554,542	95.0%
泉崎村	3,510	3,040	1,109,726	86.6%
中島村	1,600	1,593	581,477	99.6%
棚倉町	3,000	3,000	1,094,864	100.0%
計	21,310	20,360	7,431,507	95.5%

◎年間供給量実績

(単位: m³)

構成市町村	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	供給量	供給率	供給量	供給率	供給量	供給率
白河市	2,349,973	94.7%	2,367,243	95.4%	2,385,889	95.9%
矢吹町	1,712,008	97.7%	1,732,255	98.9%	1,744,004	99.3%
西郷村	553,724	94.8%	554,847	95.0%	568,750	97.1%
泉崎村	1,157,005	90.3%	1,077,168	84.1%	1,148,271	89.4%
中島村	570,553	97.7%	570,206	97.6%	573,893	98.0%
棚倉町	1,094,913	100.0%	1,094,417	99.9%	1,097,324	99.9%
計	7,438,176	95.6%	7,396,136	95.1%	7,518,131	96.4%

◎平成29年度水道法に基づく水質基準項目

項目番号	項目名	項目番号	項目名	項目番号	項目名
(1)	一般細菌	18	テトラクロロエチレン	35	銅及びその化合物
(2)	大腸菌	19	トリクロロエチレン	36	ナトリウム及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン	37	マンガン及びその化合物
4	水銀及びその化合物	21	塩素酸	(38)	塩化物イオン
5	セレン及びその化合物	22	クロロ酢酸	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
6	鉛及びその化合物	23	クロロホルム	40	蒸発残留物
7	ヒ素及びその化合物	24	ジクロロ酢酸	41	陰イオン界面活性剤
8	六価クロム化合物	25	ジブロモクロロメタン	42	ジエオスミン
9	亜硝酸態窒素	26	臭素酸	43	2-メチルイソポルネオール
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	27	総トリハロメタン(22, 24, 28, 29の総和)	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28	トリクロロ酢酸	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	29	ブロモジクロロメタン	(46)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)
13	ホウ素及びその化合物	30	ブロモホルム	(47)	pH値
14	四塩化炭素	31	ホルムアルデヒド	(48)	味
15	1,4-ジオキサン	32	亜鉛及びその化合物	(49)	臭気
16	(シス及びトランス)-1,2-ジクロロエチレン	33	アルミニウム及びその化合物	(50)	色度
17	ジクロロメタン	34	鉄及びその化合物	(51)	濁度

(水道法第4条に基づく水質基準に関する省令「平成15年5月30日厚生労働省令第101号」規定による)

◎平成29年度広域圏水質基準項目定期検査頻度（計画）

	水質基準39項目	水質基準51項目	水質基準毎月9項目
原水(浄水場入口水)	4回/年(5,8,11,2月)	—	—
浄水(浄水場出口水)	—	4回/年(5,8,11,2月)	—
白河市大信流量計室(供給地点)	—	4回/年(5,8,11,2月)	左記の月を除き毎月(8回/年)
その他流量計室(供給地点)	—	—	毎月(12回/年)
厚生労働省水道課長通知規定の検査頻度	1回/年以上	—	—
供給地点の法定検査頻度	—	4回/年以上	1回/月以上

※原水は法定ではなく、水質基準適用外です。

※原水は全51項目から「消毒副生成物11項目」と「味」を除いた39項目です。

※「消毒副生成物11項目」は項目の表の項番21～31の項目です。

※毎月9項目は項目の表の項番(1), (2), (38), (46), (47), (48), (49), (50), (51)の項目です。

※定期検査以外にも、水質異常発生時には臨時検査も行います。

◎平成28年度水道法に基づく水質基準項目検査実績（延べ検体数）

(単位：検体)

	水質基準39項目 (原水)	水質基準51項目 (浄水)	水質基準毎月9項目 (浄水)
広域圏	4	8	104
計	4	8	104

◎平成29年度放射性物質モニタリング検査頻度（計画）

	堀川ダム流入水 (堀川及び横川)	原水 (浄水場入口水)	浄水
広域圏	1回／月	1回／週	1回／週
市町村	—	—	1回／2週 → 1回／月

※浄水は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づく基本検査頻度です。

※堀川ダム流入水及び原水は広域圏が独自に行います。

◎平成28年度放射性物質モニタリング検査実績（延べ検体数）

(単位：検体)

	堀川ダム流入水 (堀川及び横川)	原水 (浄水場入口水)	浄水
広域圏	22	51	51
白河市	—	—	234
矢吹町	—	—	52
西郷村	—	—	130
泉崎村	—	—	0
中島村	—	—	26
棚倉町	—	—	182
矢祭町	—	—	78
塙町	—	—	156
鮫川村	—	—	78
計	22	51	987

(旧) 白河地方水道用水供給企業団のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和 60 年 7 月	堀川ダム建設対策協議会が設置される
昭和 62 年 5 月	白河地方水道用水供給企業団設立準備会が設置される
" 11 月	企業団設立許可（福島県指令地第975号） 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村 (1市1町6村)
" 12 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する基本協定を県知事と締結
昭和 63 年 4 月	水道用水供給事業経営の許可を得る（福島県指令環衛第182号）
" 7 月	厚生省に水道水源開発施設整備事業として採択される
平成 元年 9 月	厚生省に特定広域化施設整備事業として採択される
平成 3 年 11 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額及び負担割合の変更
平成 5 年 2 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
" 7 月	建設大臣より阿武隈川水系堀川水利使用許可を得る（建設省東北地河調発第11号）
平成 7 年 10 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積及び完成期限
平成 9 年 10 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※工事費概要額の変更
平成 10 年 6 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※占用面積の変更
平成 11 年 5 月	堀川総合開発事業堀川ダム建設工事に関する変更協定の締結 ※完成期限の変更
平成 12 年 1 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※完成期限の変更
" 11 月	棚倉町分水に関する基本協定を棚倉町と締結
" 11 月	阿武隈川水系堀川水利使用の変更許可を得る ※構造の変更
平成 13 年 4 月	用水供給開始（18, 310 m ³ /日）
平成 16 年 12 月	棚倉町の企業団加入 構成市町村 白河市・矢吹町・西郷村・表郷村・東村・泉崎村・中島村・大信村・棚倉町 (1市2町6村) 用水供給量変更（最大 21, 310 m ³ /日）
平成 17 年 4 月	棚倉町へ 1 日あたり最大 3, 000 m ³ の供給を開始する ※全体の用水供給量（最大 21, 310 m ³ /日）
平成 24 年 2 月	白河地方広域市町村圏整備組合・西白河地方衛生処理一部事務組合・白河地方水道用水供給企業団の平成 24 年 4 月 1 日統合に伴い、解散及び財産処分に関する構成市町村との協議が整う 県知事へ解散の届出を行う
" 3 月 31 日	白河地方水道用水供給企業団解散
" 4 月 1 日	組合統合 白河地方広域市町村圏整備組合が事務を承継し、用水供給課が業務担当となる

白河地

白河地方広域市町村圏整備組合管路

管路別

導水管：ダクタイル鉄管			道・導水管延長	管 径(mm)	延 長(m)
路 線	管 径(mm)	延 長(m)	導 水 管	Φ100	3,877
導 水 管	Φ400	3,877	送 水 管	Φ600～Φ200	67,841
合 計		3,877	合 計		71,718

管径別

導水管	
管径(mm)	延長(m)
Φ400	3,877
合計	3,877

送水管：ダクタイル鉄管		
路 線	管 径(mm)	延 長(m)
1 号 線	Φ400、Φ350	9.19
2 号 線	Φ600	9.33
3 号 線	Φ450	5.55
4 号 線	Φ400	6.38
5 号 線	Φ300	4.28
6 号 線	Φ200	6.69
7 号 線	Φ200	4.52

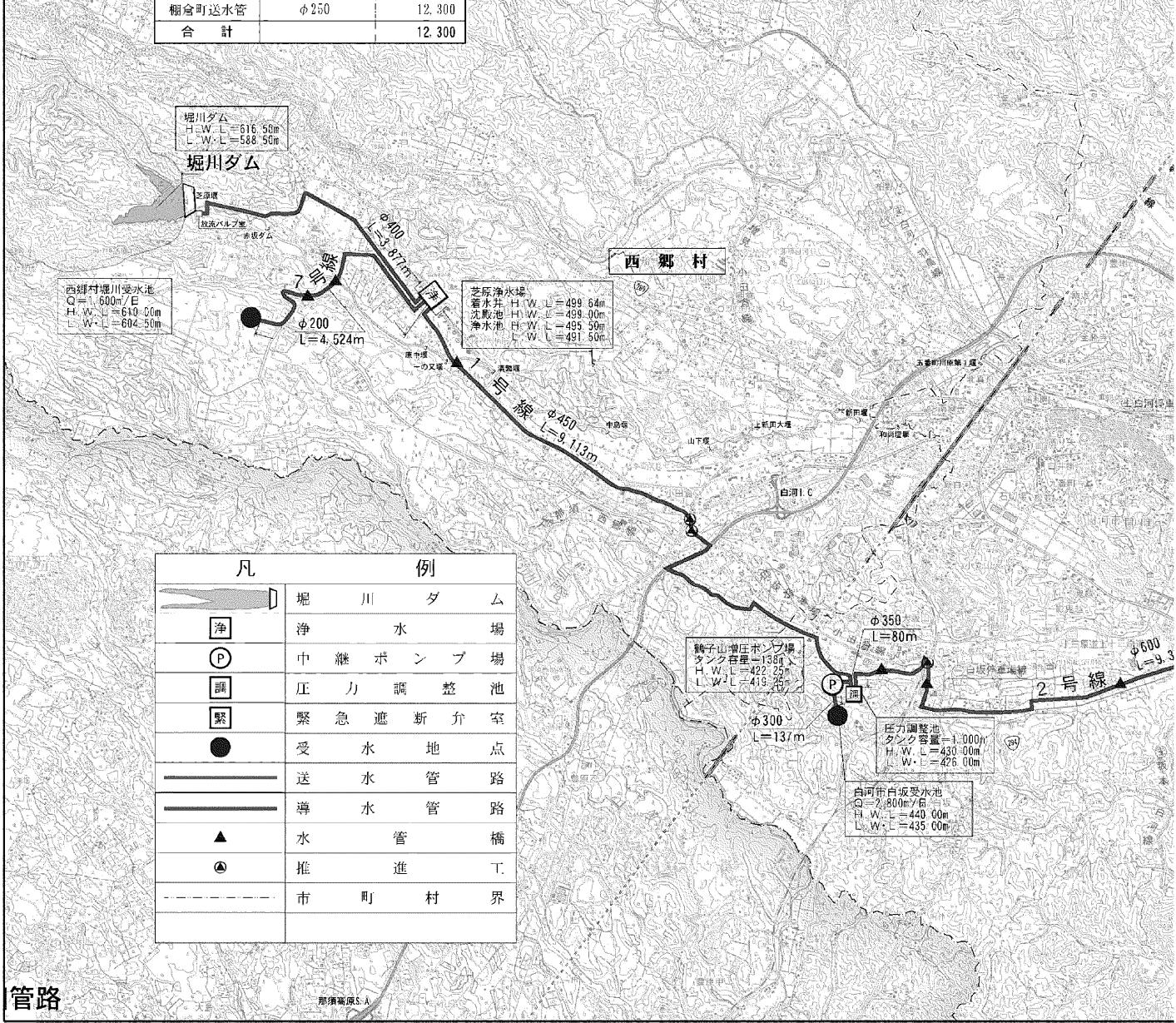
送水管: ダクタイル鋳鉄管		
線 号	管 径(mm)	延長(m)
号 線	φ200	8.119
号 線	φ300、φ350	4.465
号 線	φ200	3.445
号 線	φ200	3.801
号 線	φ250	1.702
号 線	φ250	191
流入管	φ300	137
計		67,841

送水管	
管径(Φmm)	延長(m)
Φ600	9,337
Φ450	14,673
Φ400	6,383
Φ350	101
Φ300	8,869
Φ250	1,893
Φ200	26,585
合計	67,841

棚倉町

路 線	管 径(φ)	延 長(m)
棚倉町送水管	φ250	12,300
合 計		12,300

白河市大信

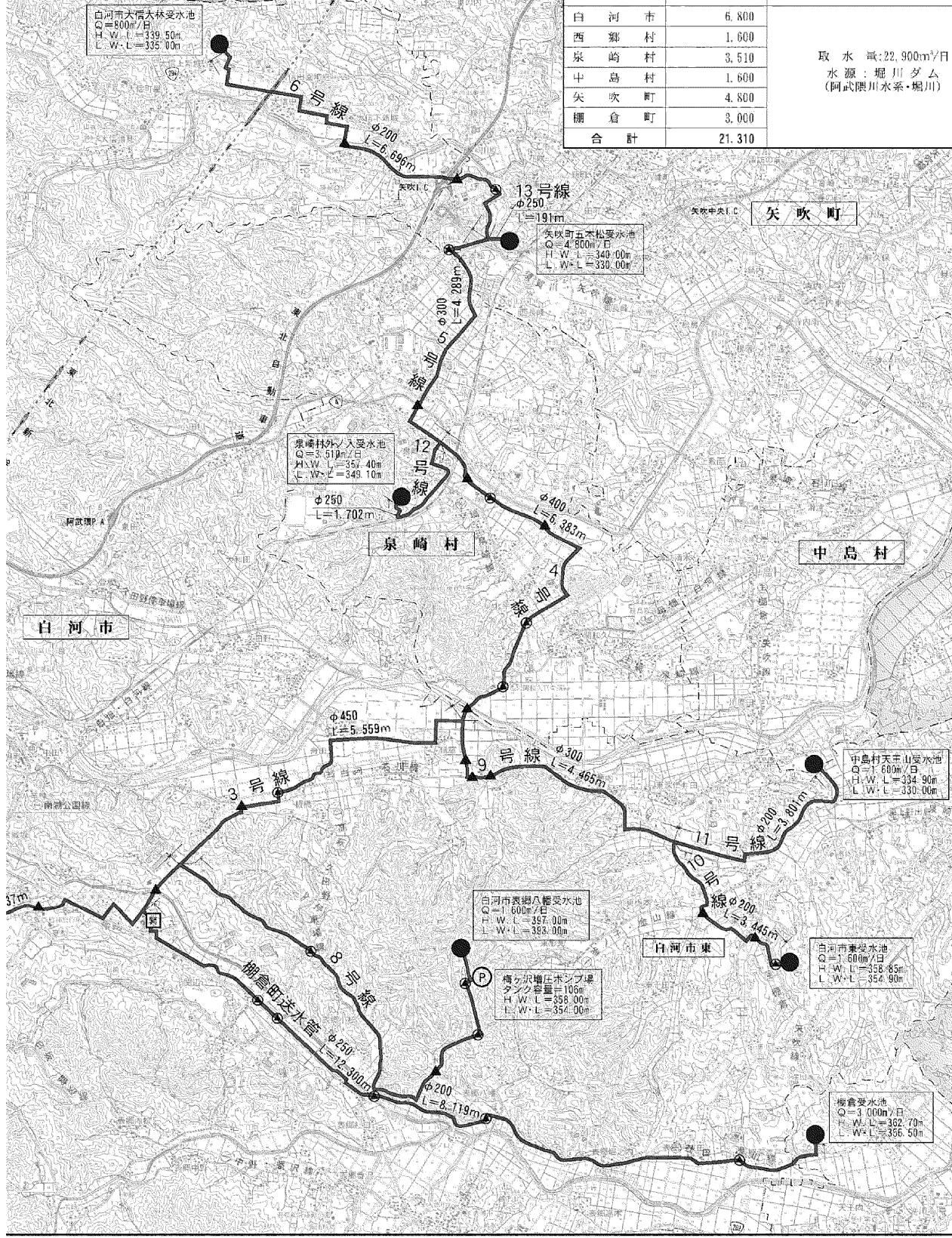


方広域市町村圏整備組合一般平面図

構成市町村と一日最大供給量

構成市町村名	一日最大供給量 (m ³ /日)	備考
白河市	6,800	
西郷村	1,600	
泉崎村	3,510	
中島村	1,600	
矢吹町	4,800	
棚倉町	3,000	
合計	21,310	取水点: 22,900m ³ /日 水源: 堀川ダム (阿武隈川水系・堀川)

取水暈:22,900m³/日
水源:堀川ダム
(阿武隈川水系・堀川)



消 防

白河地方広域市町村圏整備組合消防組織

(平成29年4月1日現在、職員数197人(1人))

()内は、再任用短時間勤務職員数を外書

消防本部

消防長

理事兼消防本部次長
兼白河消防署長

総務課

総務係
財政係

9人(1人) 参事兼課長・主幹兼課長補佐・
兼務係長・係員2・再任用職員・総務課付4

- 文書法規、福利厚生、職員任免、給与、研修、表彰事務等
- 契約、予算及び決算、庁舎・施設等の維持管理

※総務課付消防吏員内訳

- ・福島県消防学校派遣 1人
- ・福島県消防航空隊派遣 1人
- ・福島県消防学校入校 2人

警防課

警防係
救急係
指令係

14人 課長・
主幹兼課長補佐2・係長5・係員6

- 総合防災計画、災害対策、火災原因調査
- 救急業務計画、救急医療対策、救急資機材の取扱い指導
- 災害の受報、出場指令、無線通信運用機器の保守管理等
- 指令管制装置の管理・整備、情報通信機器の管理・運用等

予防課

予防係
保安係

4人 課長・主幹兼課長補佐・係長2

- 火災予防計画、違反処理、建築同意、消防用設備等の検査等
- 危険物関係許認可、検査指導等

白河消防署

(理事兼本部次長兼署長)
(主幹兼次長)

49人
(うち救急救命士15人)
主幹2・係長10・係員36

※1

庶務係	○文書管理・庁舎管理・福利厚生等
警防係	○火災・救助・その他災害等
予防係	○建築同意・消防用設備・危険物許検査等
救急係	○救急業務・応急手当等の普及活動

西郷分署

11人(うち救急救命士3人) 主幹・係長4・係員6

東分署

8人 主幹・係長3・係員4

表郷分署

8人(うち救急救命士2人) 主幹・係長3・係員4

大信分署

8人(うち救急救命士2人) 主幹・係長2・係員5

※2

- 火災・その他災害活動、地理・水利調査等
- 救急業務、応急手当等の普及活動等
- 査察、消防設備等検査、届出事務等

棚倉消防署

(参事兼署長)
(主幹兼次長)

25人
(うち救急救命士9人)
係長8・係員15

庶務係

警防係

※1に同じ

塙分署

9人(うち救急救命士2人) 主幹・係長4・係員4

鮫川分署

9人(うち救急救命士2人) 主幹・係長4・係員4

矢祭分署

9人(うち救急救命士2人) 主幹・係長4・係員4

※2に同じ

矢吹消防署

(署長)
(次長兼泉崎中島分署長)

26人
(うち救急救命士9人)
主幹・係長7・係員16

庶務係

警防係

※1に同じ

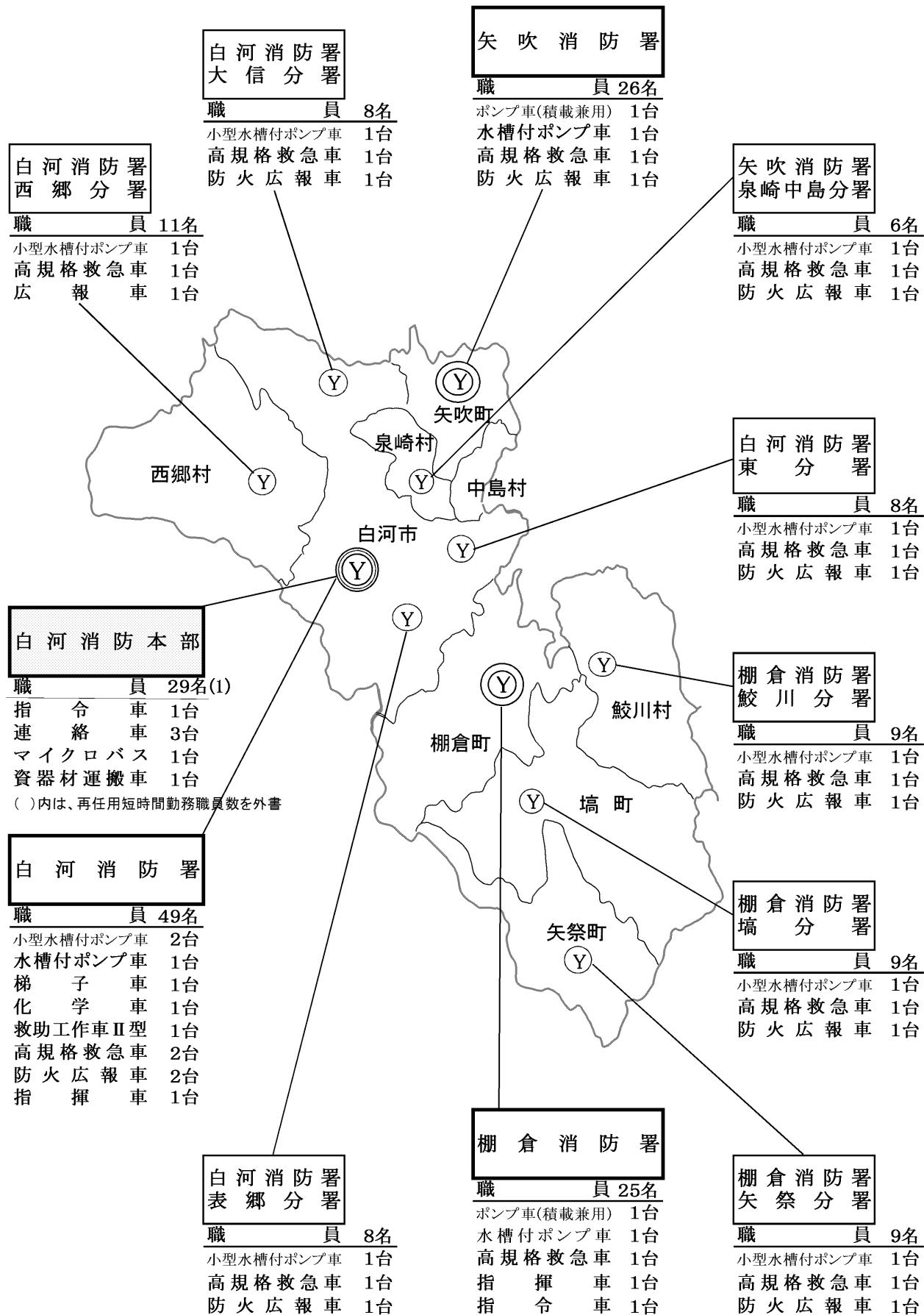
泉崎中島分署

6人 兼主幹・係長1・係員5

※2に同じ

広域消防力分布図

平成29年4月1日現在



消防職員階級別配置状況

平成29年4月1日現在

(単位：人)

区分	消防職員								合計	
	消防吏員									
	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	小計		
消防本部	消防長	1						1	1	
	次長兼白河消防署長		1					1	1	
	総務課		1	1	1	2		5	(1) 5	
	警防課		1	3	4	4	2	14	14	
	予防課		1	1	2			4	4	
	県消防学校派遣				1			1	1	
	県消防防災航空隊派遣				1			1	1	
	県消防学校入校						2	2	2	
消防署分署	小計	1	4	5	9	6	2	29	(1) 29	
	白河消防署				5	8	18	11	49	
	西郷分署				2	3	3	3	11	
	東分署				1	3	3	1	8	
	表郷分署				1	3	3	1	8	
	大信分署				1	2	3	2	8	
	棚倉消防署		1	5	4	9	3	3	25	
	塙分署				3	2	2	2	9	
	鮫川分署				1	4	1	2	9	
	矢祭分署				1	4	3	1	9	
	矢吹消防署		1	6	3	9	3	4	26	
泉崎中島分署	泉崎中島分署				1		1	3	6	
	小計		2	27	36	55	32	16	168	
合計		1	6	32	45	61	34	18	197	
() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書										

消防職員の階級別勤続年数

平成29年4月1日現在 (単位:人)

階級 勤続年	消防監	消防 司令長	消防司令	消防 司令補	消防士長	消防 副士長	消防士	その他 の職員	計
1年未満							2	(1)	2
1年						1	3		4
2年						1	2		3
3年						10	4		14
4年						6	6		12
5年					2	10	1		13
6年					10	1			11
7年					10	3			13
8年					10	1			11
9年					9	1			10
10年					6				6
11年					3				3
12年					5				5
13年					4				4
14年									
15年				3					3
16年									
17年				2	2				4
18年				5					5
19年									
20年				4					4
21年				5					5
22年				5					5
23年				1					1
24年				12					12
25年									
26年				1					1
27年				2	1				3
28年				3	6				9
29年									
30年				2					2
31年				2					2
32年				4					4
33年									
34年				3					3
35年	1	2	6						9
36年									
37年				1					1
38年		4	9						13
39年									
40年									
41年									
計	1	6	32	45	61	34	18	(1)	197

() 内は、再任用短時間勤務職員数を外書

市町村別火災発生状況

区分 市町村	火 灾 発 生 件 数 (件)													焼損面積				
	計	建 物	林 野	車 両	そ の 他	月 别 内 訳												
						4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
白河市	H27	23	7	2	4	10	2	3	1				1		5	5	6	281 11
	H28	16	6	2	3	5	2		2	1		1			1	1	4	516 5
	増減	△7	△1		△1	△5		△3	1	1		1	△1		△4	△4	4 △2	235 △6
西郷村	H27	8	3	2	2	1	1	2	2								1 2	148 131
	H28	9	4	2	1	2	1		3		1				2		2	53 4
	増減	1	1		△1	1		△2	1		1				2	△1		△95 △127
泉崎村	H27	4		1		3		1							1	1	1	
	H28	5	3			2	1	1	1						1	1		18
	増減	1	3	△1		△1	1		1						△1	1	△1	18
中島村	H27	2	1			1										1	1	5
	H28	3	1	1		1		1		1						1		5
	増減	1		1				1		1						△1	1 △1	△5 5
矢吹町	H27	9	2		2	5		1	1				1	1	1	1	1 2	53 1
	H28	11	6	1	1	3		1	2				1	1	1		1 4	879 5
	増減	2	4	1	△1	△2			1						△1		2	826 4
棚倉町	H27	9	6	3				1		1	1		1	1	1	1	1	15 11
	H28	4	1	1	1	1							1	1			1 1	125 1
	増減	△5	△5	△2	1	1		△1		△1	△1				△1	△1		110 △10
矢祭町	H27	2	1		1								2					60
	H28	5	3	1	1					1				1		1	2	11, 859 106
	増減	3	2	1						1		△2		1		1	2	11, 799 106
塙町	H27	6	5			1		2	1				1	1			1	622
	H28	2	2						1					1				96
	増減	△4	△3		△1			△2				△1				△1		△526
鮫川村	H27	2		1	1					1							1	9
	H28	4	2			2	1			1			1			1		79
	増減	2	2	△1	△1	2	1		△1	1			1			1 △1		79 △9
計	H27	65	25	9	10	21	3	10	5	2	1		6	3	8	8	5 14	1, 184 163
	H28	59	28	8	7	16	5	3	9	3	2	1	2	4	5	2	10 13	13, 625 126
	増減	△6	3	△1	△3	△5	2	△7	4	1	1	1	△4	1	△3	△6	5 △1	12, 441 △37

平成28年4月1日～平成29年3月31日 (単位:件)

焼損棟数(棟)				罹災世帯(世帯)			罹災人員 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	損害見積額(千円)				
全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	全 損	半 損	小 損				計	建 物	林 野	車 両	その 他
3		1	7	1		3	10		3	1,804	1,230	4	314	256
3		1	3	1		2	7	1		50,640	49,364		1,268	8
			△4			△1	△3	1	△3	48,836	48,134	△4	954	△248
2		2		1			2		1	10,528	10,378		150	
1		2	4			2	6		3	2,766	2,278	14	474	
△1			4	△1		2	4		2	△7,762	△8,100	14	324	
										50		50		
		1	1			1	3	1		76	76			
		1	1			1	3	1		26	76	△50		
		1				1	5			200	200			
			1						1	44		44		
		△1	1			△1	△5		1	△156	△200	44		
2	1		1	1		1	3		1	902	704		193	5
4		2	4	3		5	14		2	20,402	20,337	50	15	
2	△1	2	3	2		4	11		1	19,500	19,633	50	△178	△5
		2	4			1	7			1,266	1,237	29		
1		1	1	1			1	1		18,532	18,463	18	51	
1		△1	△3	1		△1	△6	1		17,266	17,226	△11	51	
1										6,789	6,639		150	
14		3		3			7	1	1	381,860	378,340	3,519	1	
13		3		3			7	1	1	375,071	371,701	3,519	△149	
5		1	2	2		1	3		1	9,758	9,758			
1	1									873	873			
△4	1	△1	△2	△2		△1	△3		△1	△8,885	△8,885			
										1,362			1,362	
		1				1	4			676	403			273
		1				1	4			△686	403		△1,362	273
13	1	7	14	5		7	30		6	32,659	30,146	83	2,169	261
24	2	10	15	8		11	42	4	7	475,869	470,134	3,645	1,809	281
11	1	3	1	3		4	12	4	1	443,210	439,988	3,562	△360	20

市町村別火災原因状況

平成28年4月1日～平成29年3月31日 (単位:件)

市町村別 原因別	白 河 市	西 郷 村	泉 崎 村	中 島 村	矢 吹 町	棚 倉 町	矢 祭 町	塙 町	鮫 川 村	合 計	割 合
た ば こ			2		1		2			5	8.5%
こ ん ろ		1								1	1.7%
か ま ど									1	1	1.7%
風 呂 か ま ど									1	1	1.7%
炉											
燒 却 炉								1		1	1.7%
ス ト 一 ブ	1	1			1					3	5.1%
ボ イ ラ 一							1			1	1.7%
排 気 管				1						1	1.7%
煙 突 ・ 煙 道							1			1	1.7%
電 気 機 器	1		1	1	1					4	6.8%
電 灯 ・ 電 話 の 配 線											
内 燃 機 関											
配 線 器 具											
火 あ そ び	1						1			2	3.4%
取 灰									1	1	1.7%
溶 接 機 溶 断 機											
た き 火	4	3	2	1	4	1			1	16	27.1%
衝 突 の 火 花	1									1	1.7%
火 入 れ	1				1					2	3.4%
放 火 ・ 放 火 の 疑 い							1			1	1.7%
そ の 他	3	3					1			7	11.8%
不 明 調 査 中	3		1		1	1	3	1		10	16.9%
合 計	16	9	5	3	11	4	5	2	4	59	100.0%

過去 5 年間の火災状況

平成28年4月1日～平成29年3月31日

年別		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
区分 火災発生件数 (件)	建物火災	41	28	26	25	28
	林野火災	14	9	11	9	8
	車両火災	11	9	7	10	7
	その他の火災	55	22	28	21	16
	合計	121	68	72	65	59
焼損棟数 (棟)	全焼	21	20	27	13	24
	半焼			5	1	2
	部分焼	15	17	13	7	10
	ぼや	19	13	9	14	15
	合計	55	50	54	35	51
焼損面積 面積	建物面積 (m ²)	1,293	2,836	4,489	1,184	13,625
	林野面積 (a)	121	367	476	163	126
罹災世帯数 (世帯)	全損	10	10	9	5	8
	半損			1		
	小損	21	25	8	7	11
	合計	31	35	18	12	19
	罹災人員	87	87	58	30	42
損害見積額 (千円)	建物火災	61,449	76,287	179,146	30,146	470,134
	林野火災	3,757	4,162	174	83	3,645
	車両火災	6,671	1,292	2,348	2,169	1,809
	その他の火災	63	220	503	261	281
	合計	71,940	81,961	182,171	32,659	475,869
者死傷数 (人)	死者	1	2	2		4
	負傷者	12	5	7	6	7
1日平均損害額(千円)		197	225	499	89	1,304
1件当たりの建物平均損害額(千円)		1,499	2,725	6,890	1,206	16,791
1日当たりの建物平均損害額(千円)		168	209	491	83	1,288

発生場所別救急出動状況

種別	合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
市町村別												
白河市	旧白河	1,832	2,269	1,662	6			1		166	158	20 19
	表郷	296		271	5					29	27	2 2
	大信	165		149	2					14	13	3 3
	東	208		187						20	19	4 4
西郷村		708		638	5	1				76	79	
泉崎村		235		217	6					28	27	6 6
中島村		185		174	1					17	18	5 5
矢吹町		735		676	9	2				65	63	11 11
棚倉町		550		516	3			1	1	56	57	6 6
矢祭町		266		241	6	2		1	1	25	26	4 3
塙町		375		345	3			1	1	25	27	3 3
鮫川村		162		142	2					12	9	1 1
その他		12		11	1		2	2		4	5	
合計		5,729		5,229	49	5	2	2	4	3	537	528 65 63
前年同期		5,705		5,211	40	4			7	2	604	606 66 66
比 較		24		18	9	1	2	2	△3	1	△67	△78 △1 △3

署別救急出動状況

種別	合 計		火 災		自然災害		水 難		交通事故		労働災害	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
署別												
白河	1,857	1,652	16	1	1	1	1		185	180	13	12
西郷	445	411			1	1			45	49	2	2
東	338	301	7						34	30	5	5
表郷	401	374	5						38	34	5	5
大信	233	218	5	1					14	13	3	3
計	3,274	2,956	33	2	2	2	1		316	306	28	27
棚倉	525	477	2						48	42	6	6
塙	372	358	1	1			2	2	37	45	5	4
矢祭	264	243	3	1			1	1	14	15	3	3
鮫川	157	138	4						12	12	1	1
計	1,318	1,216	10	2			3	3	111	114	15	14
矢吹	702	647	5	1					63	61	9	9
泉崎中島	435	410	1						47	47	13	13
計	1,137	1,057	6	1					110	108	22	22
合計	5,729	5,229	49	5	2	2	4	3	537	528	65	63

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (単位:件、人)

運動競技		一般負傷		加害		自損行為		急病		その他		前年同期		比較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
12	12	251	229	5	3	22	12	1,160	1,083	189	146	1,861	1,663	△ 29	△ 1
6	6	36	31			2	2	214	201	2	2	223	203	73	68
1	1	21	20					124	112			158	151	7	△ 2
1	1	30	29	1	1	4	2	147	130	1	1	226	200	△ 18	△ 13
3	3	87	77	6	6	16	3	491	449	24	20	758	698	△ 50	△ 60
6	6	30	29	1	1	1	1	136	127	21	20	238	222	△ 3	△ 5
		21	20	1	1	2		131	123	7	7	198	181	△ 13	△ 7
2	2	92	83	2	1	9	5	470	437	75	72	726	676	9	
4	4	64	61	5	5	8	3	388	365	15	14	560	519	△ 10	△ 3
3	3	28	28	1	1	2		193	175	3	2	206	188	60	53
3	3	46	44	2	1	5	2	230	208	57	56	385	357	△ 10	△ 12
1	1	23	21			1	1	120	109	2		147	137	15	5
								5	4			19	16	△ 7	△ 5
42	42	729	672	24	20	72	31	3,809	3,523	396	340	5,705	5,211	24	18
42	42	717	666	25	24	57	30	3,761	3,449	386	322				
		12	6	△ 1	△ 4	15	1	48	74	10	18				

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (単位:件、人)

運動競技		一般負傷		加害		自損行為		急病		その他		前年同期		比較	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
14	14	264	240	6	4	26	13	1,207	1,106	124	81	1,904	1,687	△ 47	△ 35
		55	50	5	5	10	1	319	297	8	6	489	458	△ 44	△ 47
2	2	42	40	2	2	4	1	234	215	8	6	351	328	△ 13	△ 27
4	4	48	45			3	2	292	278	6	6	332	315	69	59
		20	20			1		111	104	79	77	242	235	△ 9	△ 17
20	20	429	395	13	11	44	17	2,163	2,000	225	176	3,318	3,023	△ 44	△ 67
5	5	68	62	3	3	7	2	372	344	14	13	519	467	6	10
2	2	31	30	3	2	6	3	230	215	55	54	360	340	12	18
4	4	38	37	2	2	1		194	177	4	3	226	214	38	29
1	1	23	21			1	1	112	101	3	1	145	132	12	6
12	12	160	150	8	7	15	6	908	837	76	71	1,250	1,153	68	63
6	6	89	80	1	1	8	6	458	420	63	63	689	648	13	△ 1
4	4	51	47	2	1	5	2	280	266	32	30	448	387	△ 13	23
10	10	140	127	3	2	13	8	738	686	95	93	1,137	1,035		22
42	42	729	672	24	20	72	31	3,809	3,523	396	340	5,705	5,211	24	18

月別救急出動状況

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(単位：件)

月別種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
火災	5	3	6	2	2	1	1	2	6	1	10	10	49
自然災害												2	2
水難		1				1		2					4
交通事故	63	39	43	38	58	46	45	50	62	26	27	40	537
労働災害	3	8	4	2	8	5	6	7	5	5	5	7	65
運動競技	1	5	2	4	9	7	4	2	2		3	3	42
一般負傷	63	48	51	57	62	55	71	79	70	53	56	64	729
加害	3	3	2	2	3		1	2		2	3	3	24
自損行為	9	8	5	6	4	7	2	2	8	5	8	8	72
急病	258	291	312	331	355	328	305	319	343	350	294	323	3,809
その他	29	33	42	35	30	28	37	35	39	22	29	37	396
合計	434	439	467	477	531	478	472	500	535	464	435	497	5,729

市町村別救急業務実施状況

市町村別	人口(人) 平成28年 4月1日現在	救急出動件数(件)		対前年 増減率 (%)	救急出動頻度	A内における人口 100人当たりの救急 出動件数(件)
		平成27年度	平成28年度 A			
白河市	61,573	2,468	2,501	1.3	1日に 6.9回	4.06
西郷村	20,287	758	708	△6.6	1日に 1.9回	3.49
泉崎村	6,493	238	235	△1.3	1日に 0.6回	3.62
中島村	4,984	198	185	△6.6	1日に 0.5回	3.71
矢吹町	17,329	726	735	1.2	1日に 2.0回	4.24
棚倉町	14,151	560	550	△1.8	1日に 1.5回	3.89
矢祭町	5,914	206	266	29.1	1日に 0.7回	4.50
塙町	9,020	385	375	△2.6	1日に 1.0回	4.16
鮫川村	3,524	147	162	10.2	1日に 0.4回	4.60
その他※	-	19	12	△36.8	30日に 1回	-
計	143,275	5,705	5,729	0.4	1日に 15.7回	4.00

※その他は圏域市町村以外の救急出動

